



日本の自由民権と民権家

人物の系譜と運動の運命

田中惣五郎

書肆心水

目次

日本の自由民権

はしがき（一七）

序 章 事実の貧困と思想の先行（一九）

- 1 実体のとぼしい思想（一〇）
- 2 模倣と実体（二一）
- 3 思想の先行（二二）
- 4 加藤弘之の天皇批判（二三）

第一章 國際情勢と日本（二七）

- 1 ビスマルクによるドイツの雄飛（二七）
- 2 社会党鎮圧法（二八）
- 3 日本の輿論（三〇）
- 4 外人の観たる日本（三一）

第二章 武力的反抗の転換と民権運動（三四）

- 1 明治十年前の民権的武力的反抗（三四）
- 2 愛国社再興の運動とその意義（三五）

3 地方政社の旗生と弾圧、懐柔 (40)
4 インフレと民権運動 (42)
5 ブルジョア代表としての三菱 (44)
6 愛国社から国会期成同盟 (48)

第三章

政府の自由民権対策 (51)

- 1 天皇の権と臣民の権 (51)
- 2 閣内の憲法論議 (52)
- 3 異端者大隈の憲法論とその下野 (57)
- 4 最右翼岩倉具視の思想と井上毅、ロエスレル、天皇制 (58)
- 5 土族民権と軍の政治不干与を通じてのドイツ化 (62)

第四章

民権思想の一瞥 (66)

- 1 明治十年代の日本 (66)
- 2 民権の淵叢としての土佐と立志社 (67)
- 3 偽民権 (69)
- 4 植木枝盛の自由民権思想と天皇制、英國流の混濁 (71)
- 5 極左思想としての自由平等論と東洋社会党 (76)
- 6 政府の帝室論と王朝的なもの (81)
- 7 民間の主権論 (85)

第五章

十四年政変と自由党、改進党の結成 (89)

1 十四年政変（89）
2 自由党の確立（90）
3 改進党の組成（91）

第六章 政府の結束強化と自由党・改進党の抗争（99）

1 政府の強化（90）
2 大隈と板垣（101）
3 改進党の立場（102）
4 板垣総理の兎変と洋行（105）
5 板垣の立場と党内の分裂、改進党との対立（111）

第七章 ブルジョア的地主の酒屋会議と貧民の秩父暴動（114）

1 三つの型（114）
2 酒屋会議（115）
3 秩父暴動（116）

第八章 自由民権運動の国権面としての清仏事件と大阪事件（120）

1 民権と国権（120）
2 朝鮮事件（121）
3 大阪事件（124）

第九章 その他の事件暴動（129）

第十章

政府の攻勢と民党的崩壊 (1336)

- | | |
|----|--------------|
| 1 | 大観 (129) |
| 2 | 秋田事件 (130) |
| 3 | 福島事件 (132) |
| 4 | 高田事件 (133) |
| 5 | 群馬事件 (133) |
| 6 | 加波山事件 (133) |
| 7 | 飯田事件 (134) |
| 8 | 名古屋事件 (134) |
| 9 | 静岡事件 (135) |
| 10 | 重臣暗殺事件 (135) |

第十一章 自由民権をつぐもの (149)

- | | |
|---|------------------------|
| 1 | 自由党、改進党の民権運動の不徹底 (149) |
| 2 | 民権をつぐもの (152) |

自由民権家とその系譜

著者の意図 (一〇〇)

第一章 民選議員建白をめぐる人々 (164)

- | | |
|---|----------------|
| 1 | 民権首唱 (164) |
| 2 | 古沢滋と小室信夫 (166) |
| 3 | 加藤弘之 (170) |
| 4 | 大井憲太郎 (172) |
| 5 | 副島種臣 (175) |

第二章 立志社の人々 (177)

- | | |
|---|------------|
| 1 | 立志社 (177) |
| 2 | 片岡健吉 (184) |
| 3 | 植木枝盛 (185) |

第三章 明六社の人々 (194)

- | | |
|---|------------|
| 1 | 明六社 (194) |
| 2 | 森有礼 (195) |
| 3 | 福沢諭吉 (198) |

4 箕作麟祥 (1939)

第四章 共存同衆の人々 (202)

- 1 共存同衆 (202)
2 小野梓 (204)

第五章 嘿鳴社の人々 (213)

- 1 嘿鳴社 (213)
2 沼間守一 (215)

第六章 国会期成同盟の人々 (220)

- 1 国会期成同盟の一 (220)
2 国会期成同盟の二 (226)

森藤右衛門 (229)

- 3 河野広中 (234)
4 田中正造 (240)
5 柴田浅五郎 (242)

第七章 東洋自由新聞の人々 (246)

- 1 東洋自由新聞 (246)
2 山際七司 (248)
3 西園寺公望 (256)

中江兆民 (2160)
松沢求策 (2162)
酒井雄三郎 (2163)

第八章 国友会の人々 (268)

1 国友会の創立 (2168)
2 馬場辰猪 (2170)
3 田口卯吉 (2177)

第九章 鷗渡会の人々 (281)

1 鷗渡会 (281)

第十章 交詢社—東洋議政会の人々 (285)

1 交詢社 (285)
2 東洋議政会 (286)
3 矢野文雄 (287)
4 犬養毅 (288)
5 尾崎行雄 (289)

第十一章 後藤象二郎 (299)

1 (299)
2 (300)
3 (304)

第十二章 板垣退助 (308)

1 (308) 2 (313) 3 (317) 4 (321)
5 (323)

第十三章 大隈重信 (326)

1 (324) 2 (328) 3 (331) 4 (331)
5 (332)

附錄 民主主義彈壓法規 (338)

索引 (330)

日本の自由民権と民権家

人物の系譜と運動の運命

凡例

- 一、本書は田中惣五郎の二著、「日本の自由民権」（一九四七年、雄山閣刊行）と『自由民権家とその系譜』（一九四九年、國土社刊行）の合冊新組新版である。
- 一、本書では左記の表記調整をおこなった。引用文においても読みやすさのために（元の本の引用文でも多少の調整がなされていることもあり）同様の調整を或る程度おこなつた。
- 一、本書では新漢字標準字体で表記した。人名や団体名も新漢字におきかえたが、「慶應義塾」の「慶應」のみ例外的に旧字体を使用した。「廿」、「卅」、数字の「貳」、「拾」は旧字体ではないが便宜的に「二十」、「三十」、「一二」におきかえた。同義の「聯」と「連」、「撰」と「選」、「歿」と「没」、「輯」と「集」は混在しているのでそれぞれ後者に統一した。
- 一、本書では新仮名遣いで表記し、濁点を補つた。
- 一、送り仮名を現代的に加減した。
- 一、現在漢字表記が一般に避けられる傾向にあるものを平仮名表記におきかえた。
- 一、一部の平仮名表記を漢字表記におきかえた（例、こんぱい→困憊、ぞく発→統発、ほんやく→翻訳、連らく→連絡）。
- 一、外国人名などの片仮名表記を現代的にかえたもの、人名表記の不統一を統一したものがある。
- 一、句読点と中黒点を加減調整したところがわずかにある。
- 一、「てにをは」の類を調整したところが若干ある。
- 一、不要と思われる読み仮名ルビは削除し、あつたほうがよいと思われる読み仮名ルビを加えた。
- 一、鉤括弧の用法はおおむね現在一般的な用法によつたが、新聞雑誌名は鉤括弧なしでも新聞雑誌名であることが文脈からわかるので、元の本の表記のままの鉤括弧なしで表記した。鉤括弧が付いている場合もあるが、その鉤括弧をあえて削除することはしていない。
- 一、踊り字は「々」のみを使用し、二の字点は「々」におきかえた。「々」の用法は現代的に調整した。
- 一、「」は本書刊行所による注である。附録中に使われている「」は「」におきかえた。
- 一、索引は本書刊行所によるものである。

日本の自由民権

序章　事実の貧困と思想の先行

1 実体のとぼしい思想

いわゆる産業革命は、英國を典型的、先駆的なものとして、一七七〇年（明和七年）ジェームス・ワットの蒸気機関の完成をまゝて、花々しき第一歩を印した。ワットの蒸気機関は決して輸入品ではなく、英國の織維工業発達の当然の結果として生まれたものであり、産業発達の環境がワットの優秀なる頭脳を刺戟することによつて工夫、発明されたものである。そして、その物理機械職人としてのワットがグラスゴー大学に雇われ、その大学の道徳哲学教授たるアダム・スミスと親しく交わりをむすぶことによつて、スミスの自由主義的学説が生育していくのである。ここに、基盤と事実と学説との一連の自然性があり、創造がある。その後の一八三〇年ごろまでに、英國の産業は、機械の発達と相互作用をくり返して、一応の完成を見たのである。

英國に産業革命時代が勃興した當時の日本は、明治元年〔一八六八〕をさる九十八年前であり、完全に一世紀の差をもつのである。そして、將軍としては徳川政権の九代家重、十代家治、十一代家斉の三代にわたる期間であった。徳川封建制の行き詰まりが、政治、經濟、文化の面に色濃くにじみでて来たとはい、なお十一代家斉の絢爛たる時代以前に属し、旧制は依然として日本にのしかかっていたのである。しかも、英國の産業革命開始の後五年には、米国には、植民地解放の独立戦争が行われ、十九年後にはフランス革命が強行された。この政治、經濟、これに伴

う諸般の革命は、歐米の天地における旧きものを洗いながし、その思想も、方法も、いずれも自然に創造されたものであつた。

英國の産業革命をうながした木綿工業の紡績機械は、その後九十年をへて、日本においてもはじめて輸入された。西南の大諸侯にして、當時文化的な面において第一人者とうたわれた島津齊彬によつてである。ところで、文久三年〔一八六三〕、藩の石川正竜が藩に建白した書について、（三枝博音『技術史』一二三頁）著者のかたるところによると、

「今から七、八十年前、まだ紡績機械による木綿生産の行われなかつた頃、一人の一日の糸の紡ぎ高四十匁（織り高の方は二反余）であつた。これで推して見ると、當時働く人間のための木綿織物の供給はまことに心細い限りであつたといわねばならない。『齊彬公史料』によつてみると、安政年間（一八五四—一八五九年）のことである。鹿児島藩で島津齊彬公が舶来機械二台を使用して、木綿を織らしたために、たちまち原糸の欠乏をまねいて、藩内の業者たちが糊口に窮するようになつたことがあつた。そのとき公はすぐに機械の使用を中止したということである。これでもつて見ても当時の手工による糸紡ぎの生産のほどが知られる。試みに、この時代、すなわち十九世紀の半ば頃のアメリカの紡績業を見ると、一八六〇年には錘数五百万、その労働者数十二万を越えていた。そして云うまでもなく当時英國はそのアメリカの紡績を更に越えていたのであつた。」

ここで、まず考えさせられるのは、この機械が発明にあらずして模倣だということである。第二に、これが藩主齊彬によつて輸入されたことである。この機械に理解をもちうるものが、事業を担当する一般の紡績業者にあらずして、一藩の支配者たる藩主であつたことである。これは購買力とも関係する。これを買入れる資金そのものがすでに容易ではない。文久三年〔一八六三〕の石河の言によれば、一台千五百両だといわれる。第三に、この機械が使用者されるや、原糸が尽きてしまったことである。第四に、そのために藩内の業者が失業してしまつたことであり、結局、明主齊彬は機械の使用を中止するにいたつた。つまり、必要のないところに機械を入れたのであり、入れることによつて藩内の失業者を作りだしたわけである。

この進行は、歐米と比較した場合完全に首尾を顛倒したものといえる。英國の場合は、日本とひとしく羊毛を元機屋から原料を出して貨機を織らせる仕組であり、農民の副業であり、まれには專業のものもあつたといわれる。

それが十八世紀に入つて、木綿が新しい原料としてインド、アメリカから輸入せられるに及んで、最初は賃機制度であつたものが、量の増加と、新しき事業であることなどが刺戟となつて、まず一七六四年にプラックバーンの機屋ジエームス・ハーリー・グスによつて紡績機械が発明された。これは最初は八本の糸を引く小型のものであつたが、五年後には、散髪屋リチャード・アークライトによつて大規模の機械が発明されたのである。ところが、それが規模が大きく、人力では動かぬほどのものであつたので、水車を用いて運転され、それがワットの蒸気機関の發明によつて、はじめて工場による大量生産を完成したのであつた。しかるに日本では、輸入された機械は、ジエームスやアークライトの発明品の比ではなく、すぐれたものを一足飛びに獲得してしまつてゐるが、さてこれを理解し、運行しうるものは乏しいのであり、わずかに石川正童等の少数の人である。そしてこれを藩主が買つて、使用し、一般の糸紡ぎ屋は大迷惑をして、失業の苦をなめ、さらにその機械を運行し得るほどの材料がないために、事業の経営がおぼつかなくなるという実状である。同時に、この機械の運行方法は、外人の指導によるか、外国書の翻訳によつて理解する以外に方法がなかつたということを銘記すべきである。

この倒行逆施は、ひとり機械の問題だけではない。あらゆる面にあてはまる後進国の悲哀なのである。政治、経済等の機構の場合もこれに相当するのであり、これに伴う思想の上においてもまた然る現象を呈してゐるのである。

2 模倣と実体

同じ薩摩藩における蒸気機関導入のことを、同じ技術史によつてきわめて行こう。蒸気船製造掛の市来正右衛門の著彬に呈した書によると、

「この度はすべて、原書原図の法則を違えず、毫髪の粗略の廉れなき様精々研究仕り候。右は専ら原書『ボイゲンス』の内にこれあり、マウドスラートのバランスマシーネの法則に基づき、初めは西洋現尺度の図面、取り立て、万端漏泄なく細かに相紹し、その上当分の御船並びにケーテルに応用仕り候。大きさに縮割仕り、御取越の賦に仕り候。右の図形総数三十余枚にも相及び申すべく候。且つ原書にも機器要用の部のみ尺度記しこれあり、その外瑣細には相知れ申さずにつき、致し方なき処より、原図に比較し、尺度は西洋諸般工芸相用い候法則の尺度を拘

え、総て彼國の算法を以て圖並びに尺度の表量取り仕立て、圓形尺度細微の處まで相定め申し候。」

尺度を西洋式に作つてやるということは、政治の場合にあてはめて見る時、示唆多い言葉と思われる。しかもその蒸氣機関は、船にはつかえないものであることに気づいた時はもう遅かった。それについては、「皇國御創業の仕事に御座候えば、度々仕損じ候は、人心の信不信にも相拘り、且つは他藩御響合もいかがわしく御座候。」と苦慮している。そして、そこに働いている工人たちにたいして減給をした結果、その方面のことも問題となり、

「諸工人共日用賃錢の儀は、昨卯年（安政二年〔一八五五〕）一統御減少仰せ付けられ候。然る処、細工人共儀は別して困窮のもの勝ちにて、日日の下され方のみを以て、家内養育仕り候。この度御減少に付ては甚だ難渋仕り候由、右は天明ごろの御規則を引出し、申渡に相成り候由に御座候。その時分は、米穀を初め諸品別して下直にこれあり、白米一升五十文位、味噌一斤三十二文位の定価の由、当分は白米一升百三十二文位、味噌一斤六十四文程にて、倍々の値組に御座候。然るに諸品の値段に拘らず、古昔の下されに相成り候えば、如何にして今日の営み仕るべきや。甚不勘弁の致し方にて、實に聚斂の名免れ難き儀に御座候。左候えば終には御聖典の闕点に罷り成り、別して歎かわしき次第に御座候。」

と歎じている。ここにも問題がある。そしてこの藩で最初の蒸氣機関の据えつけられたのは安政二年八月（一八五五）に雲行丸においてであった。日本型の軽快な船であったが、安政四年（一八五七）にこの雲行丸が鹿児島に送られた時は、機関のみは別の船に積載し、雲行丸は他の曳船によつて送致されたという。機関がなければないで、それじたいで動けたろうに、なまじ蒸氣機関がついているとなると、それが動かぬために、曳船に引かれ、機関が機関で荷物になるというわけである。ここにも日本への西洋的なものの混入が、どうにもならない結果を生んだ一つの象徴がある。

3 思想の先行

しかもこの幼稚なる技術の日本において、機械に関する理論は、すでにすさまじく先行している。同じき石川正竜の南部藩の書について見ようか。戊辰七月（明治元年〔一八六八〕）に南部藩に呈した一書につきのごときものがあ

る。

「富国強兵は天下の通論、洋人富を計り兵を治むること、我アジア洲に過ぎたること世人普く知る所にて、私浅見、未だその語を見ず候えども、その意は諸書に溢れこれあり候。左候て、機械を以て致富の根本とし、近來益々精巧いよいよ盛大に相成り候。方今英國滿世界に振うは、機械あるに由ると申す近論もこれあり、自慢がましく悪むべき言と申しながら、實以て相違これなき儀と愚案仕り候。交通有無以済民用はもとより經濟の本旨、益々広く相成り申すべきは勿論、従つて一管自國封内土地の産する所を待ちおり候ては、何れの日か盛大を見、強兵を期し申すべきや。古き語に政大なれば国広しとは信なるかなと相考え候。

洋人自國の所領中に數うる所は、その國に服従し、その國の政治を受くる地のみならず、凡そ歲々利を己に納むる所の地皆これを所領中に數え候。近き一例を挙げ候に、オランダ國日本を己れの所領中に數え候書もこれあり、これ不当悪むべきの事に候えども、長崎において出島の地を借り館を建て官を置き、税の如く歲々收むる所の利なる所を以て論すれば、然か云うもまた尤なる事に候哉。その外他国において機械所を建て漁獵の場を建つる等總べてこれを税局と唱え洋人の最も勉むる所に候。我日本においては今速やかに事を異邦に計る事を得ずといえども、小ながら邦内において早晚その事開けんこと理を以て知るべく、何卒人に遅れざる様御座ありたく、兼々思惟仕り罷りあり候處、この節泉州埠において、公班衙の御屋敷召し開かれ、首として紡機召し建てられ、拙劣の私へ御委任仰せ付けられ、私においては機械の事は宿志本業中の一事、實以て鄙芸の榮華有難き仕合せに存じ奉り候。

然る後は一紡機に限らず、追々諸般の機械極めて手広く召し建てられたく、この段偏えに願い奉り候。日本においては機械全く相開け申さず、右紡績に劣らず必須大利の者多々これあり、政大なれば国広きの旨に基づかせられ、遂に一大税局と相成り、堺御屋敷の御本旨たる貿遷の公班衙を併せて富強の一事にも相成り候えども、私の宿願これより外これなく、有難き仕合せに存じ奉り候。御用度の儀においては、この節の紡機さえ時会を失わず快手落成仕り候えども、以後は何様の儀にても御手数を蒙り奉り候儀決して御座なく、この段確実の目的もこれあり、過言がましく恐れ入り奉り候えども、私保して御請奉申上げ候。只冀う所は、法を立つること簡にして要なるを貴び、一たび事を委ぬる上に復た疑わず、効を期すること緩にして急ならざるを欲するのみに候。

税局を建つるは我日本においては尚更機械を以て根本となすべし儀と愚考仕り候。その故は日本において最も開けざるは機械にして、何一物として手工より出でざる者はなく、世益々開くるに従つて、物用いよいよ繁く、遂に農夫も農を作すの本を捨て手工の末に走り、本を修むるより末を修むる方却つて利を得ること多き様に相成るこれあり候。且つ洋和貿易を見候に、彼によりもたらす所は十に八、九は機械に出でたる者、我より与うる所は十に八、九は土に産したる者にして、手工に出でたるもまた稀なり。相当らざること遠く、常に彼に利を制せらることもとよりその理に候。洋人かつて日本の機械の開けざることを笑いて曰く、日本は人を以て牛馬の代りに使うと。これ一時の滑稽に候えども、深く意を着くべき所に候。人を牛馬の代りに使うはなお可なり。人を機械の代りに使いおり候こと、實に嘆すべき事に候。今紡機の事の次でに紡事を以て機械の利を論じ候わんに、蒸氣機を以て紡するは常用手紡車を以てするより速やかなこと二十倍にして、機械の大小一ならず候えども、通常一車に五百縷を紡し、二車の間に嬰兒一人おりて断れたる糸を續ぐ等の事を作し、七、八車の間に一人成人おりてこれを監するのみに候。日本においては首めよりかくの如きこと能わざるべく候えども、機械の本旨は人を使わざる所に候えば、竟にかくの如きこと能うべく、又必ず能わざることを得ざるなり。

又日本においては諸機械中紡織を首めとし候こと実に緊要に候。その訳は木綿布は日本においては貴賤欠くべからざる所にして、その用近來益々繁く、然るに總べて手工より出づる所に候えば、紡と織とは工の難易遅速自らその料を異にし、近く見る所、和州河州泉州等においては、織工の中手は一日に木綿二端を織り、紡工の上手は一日に木綿糸僅かに四十匁を紡し、布一端凡そ糸百六十匁と相定め、紡工の上手と織工の中手とを比して、すでに一と八との差これあり、これ紡機を急として七年来切願仕り罷りあり候訳に御座候。又織工の儀においてはこれまで諸州においては、木綿布八端を一機と唱え、上手は三日、中手は四日に織り畢り、その賃銀三十匁許りにて、紡と織とを人工を以て比すれば一と八との差これあり、賃銀を以てすれば一と四との差これあり、且つ日本の織面白愛し味わう所これあり、これ等及びこの他種々の訳合これあり、首めより機織を急とせざることに御座候。今事ここに至り、復たこれ等の儀を申上げ奉り候は、實に無用の冗言に候えども、追々機械召し建てられ候においては、右等の算計を主とし機械の品を採ふこと肝要に候えば、今ある所を例して申上げ奉り候。」

この達見は、紡績機を発見した英國において、その発明前にはとうてい考え得られなかつたことであろう。機械の有益であることについてはもちろん、輸入された機械を前にして比較検討するこの批判は、発明以前の英國には求めうべくもないであろう。そこに思想の先行があり、理想への突入をこいねがう心が強い。そのくせ、顧みて日本の現状を見たとき、機械を入れてみても、これに相当する他の一般の進歩が伴わぬかぎり、島津齊彬の紡績のごとく、機械の使用を中止せざるを得ないことになるのである。

4 加藤弘之の天皇批判

この機械を中心として見た、平易なる輸入方法と、それの思想的先行と、それにもかかわらず、地盤の条件がこれに伴わぬ結果となりやすいことを見た筆者は、これを日本の自由民権そのものの上に投影させて見たいのである。たとえば、明治七年〔一八七四〕に加藤弘之の著した『国体新論』に見ても、そこには、

「試に思うべし、君主も人なり、人民も人なり、決して異族の者にあらず。然るに独りその権利に至りて、斯く天地霄壤の懸隔を立てしはそもそも何事ぞ。かかる野鄙陋劣なる国体の國に生まれたる人民こそ實に不幸の最上といふべし。」

名賢碩儒と仰がる輩といえども、かくの如き姿の非なる者を悟りし者は一人もこれなきのみならず、却つてこれを是として頻りに尊王卑民の説を唱え、益々かくの如き野鄙陋劣の姿を養成せる事明瞭なり。なかんずく、本邦において、国学者流と唱うる輩の論説は、真理に背反する事甚だしく、實に厭うべき者多し。……遂に天下の国土は悉皆天皇の私有、億兆人民は悉皆天皇の臣僕なりとし、……天皇の御事とさえ云えば、善惡正邪を論ぜず、唯甘んじて勅命のままに遵從するを眞誠の道と説き、これを以て國体となし、本邦の万國に卓越する所なりとせり。その見の陋劣なる、その説の野鄙なる、實に笑うべき者と云うべし。」

この文字は、従来民主主義的な先駆をなしたものとして称揚または忌避されているが、筆者はこの文字の中に、むしろ儒者のもつ国学者への反感と、それに伴う徳川時代の天皇の低位なる地位から来る現実的批判が多分に加味されていることを感ずるのである。藩校弘道館に学び、十七歳佐久間象山の門に学び、二十五歳にして蕃書取調所

助教を命ぜられ、ドイツが歐洲中もつとも学芸の進歩せる国であると観じて、真っ先にドイツ語を研究した加藤である以上、この天皇觀には、民主的なものと、幕臣的儒教的なものとの結合があつて、国学者による天皇盲信を手いたく反駁したものといえる。

それにしても、維新運動を通じて、統一点としての中権性を与えた皇室にたいして、この批判をなすことは、現実の日本の皇室批判としては、その帝室財産、政治的地位その他いろいろの方面から見ても、必ずしも妥当ではなく、むしろ外来思想の民主主義に表面的に影響されたと断ずべきであろう。いわんや明治七年〔一八七四〕の封建的日本においてをやである。ただこういうことはいえる。明治四年〔一八七八〕の上からの民主主義革命が、この当時までにつぎつぎと展開され、表面的にはもつとも変革の相貌を濃くした明治七年〔一八七四〕であるだけに、泡沫的にではあるが、日本の表皮的な面には、この言をなさしめる空氣があり得たということである。しかし、それを考慮に入れても、なお且つかなりに先ばしった批判であろうことは、依然として疑いないのである。だからこそ、七年後には帝王神權説に転向するのであろう。日本の「転向」の一つの起因はここに伏在する。実体とそぐわぬ批判。そして日本の自由民權運動には、この種のものが最も多いと信ぜるのである。同時に、実体がすでに顕現されていふにもかかわらず、思想的にはずっと後れてしまつてゐる食いちがいも多々あるのであることも、またわれわれは銘記したい。そこに後進国日本の特殊性があるのである。そして、いざれかといえば、進みすぎの方が、後進国としては、まだしも救われるのではないかと思われる。つまり、紡績機械はあくまで導入すべきなのである。

第一章 国際情勢と日本

1 ビスマルクによるドイツの雄飛

この書の記載範囲に属する一八七八年（明治十一年）から一八八九年（明治二十二年）にわたる十余年間は、欧洲にあってはビスマルクを中心とした新興ドイツの雄飛時代であり、同時にそれは次に来るべき時代の社会党的なものへの弾圧時代であつたともいえる。この二つのことは、日本のドイツ化と、それの模倣政策としての弾圧方法において、当時の日本にたいして、大いなる影響をあたえたと思われる。

欧洲にあっては、東方問題と称せられるトルコ対ロシアの第二次露土戦争が行われ、当然とトルコの敗北となり、英國は露国と対立するにいたつた。奥國、仏國、伊國、獨國もこの渦中にまきこまれ、そしてこの解決が、ベルリン公会の名によつて、ドイツ政府から各國に発せられ、ビスマルクを議長として、ビスマルクの官邸に第一回会議が開かれたのは、明治十一年（一八七八年）六月十三日であつた。英國首相ビーコンスフィールド〔ディズレーリ〕、露国宰相ゴルチャコフをはじめ、奥国外相兼宮相アンドラーシ、仏国外相ワディントン、伊国外相コルティ、トルコは軍務大臣メフメト・アリ等、歐洲の首脳を網羅したものであつた。そして、この会議の議長であり、調停役であるビスマルクの活潑自在なる手腕によつて、このベルリン公会は成功し、七月十三日にベルリン条約六十四条は調印を終つた。ブルガリア問題、東ルーメニア問題、トルコ問題、ギリシャ問題、ボスニア及びヘルツェゴヴィナ問

題、モンテネグロ問題、セルヴィア問題、ルーマニア問題、ダニユーヴ航行問題、トルコから露國への割譲問題、その他、當時の歐洲における平和をみだすと思われる問題は、曲りなりにも、このベルリン公会で一応の解決をとげたのである。そして、英國はもつとも有利に、露國はもつとも不利に、その他はそれぞの有利、不利を併せもつて帰国した。

その結果は、露獨墺の三帝同盟はくずれ、新たに、獨墺伊の三国同盟と露仏同盟とが対立的に生まれんとし、それに榮譽ある孤立の英國を加えて、歐洲は新たに三勢力の鼎立をもつて新発足することとなつた。ビスマルクは、三国同盟を基盤としつつ、露國とはげしく対立したが、明治十四年三月（一八八一年）に露帝アレクサンドル二世が虚無党員に暗殺せられ、新帝アレクサンドル三世の即位するに及んで、新帝の温和なる性質が、独帝との親和を求める所とし、ビスマルクを敵とした外相ゴルチャコフを退けたりしたが、ビスマルクの鐵血政策は緩和すべくもなかつた。そして、明治十七年（一八八四年）九月、ビスマルクは露、獨、墺の三帝会同を企て、露相ギールスと墺相カルノキーも参加して、虚無党を共通に取締るべき会見という名分の下に、実は露國との間に秘密協約をむすび、締盟國の一方が他国から攻撃された場合には、一方は好意的中立を守るべしと約したのであった。世人はこれをビスマルクの二重保険政策と名づけて、その辣腕に褒貶を加えた。日本の憲法の使者伊藤博文等の渡欧したころのドイツは、かくの如き有利な立場に立ちながら、その敏腕を十二分に發揮していた時であることを銘記すべきである。憲法が立派であるということ以外に、このドイツの隆盛と手腕とに眩惑されたものであることも疑い得ないであろう。明治政府の支柱伊藤が、ひそかに日本のビスマルクを以て任じていたことを考えるとき思い半ばにすぐるものがある。

2 社会党鎮圧法

今一つ重視すべきは、歐洲における無産階級の運動の隆盛であり、その活動であり、従つて支配階級の弾圧であった。インターナショナル第五回大会がハーグにおいて開かれ、マルクスが出席して、バクーニンとギョームが除名されたのは明治五年〔一八七二〕であったが、明治十一年〔一八七八〕には五月と六月の二回に亘つてドイツではヴィ

ルヘルム一世の暗殺事件があつた。ベルリン公会開催の直前であつた。ビスマルクはこの際のことを「国王陛下にして兇行者の毒手にかかり、鮮血淋漓として滴りおつるを目撃して、至尊の身にありてさえなおその位置と責任のため、神と人民とに対してその身体と生命とを犠牲に供し給うものなりとの感慨を深くし、吾等の如きものはたとい如何なる事情に遭遇するも、国王の親任に反して決してその職を辞せざるべしと心に誓いたりき。」と、議会政治家らしからぬことを述べている。ちなみに、ドイツ議会は明治四年（一八七一年）、この七年前にはじめて開かれたのであつた。

皇帝暗殺にたいする社会主義鎮圧法は、この年十月二十一日発布された。ビスマルクはこの法案の反対者にたいして、「この法律を発布せば、吾人と同主義のものの一人二人は暗殺せられ、犠牲に供せらるるものあるべし。然れどももし不幸にして暗殺せられたるものありとせんか、その人は吾人の本国の利益のため名誉の戦争に斃たおれたるものと云うべく、永久に紀念せざるべからず。」と断言したのに見ても、徹底的なものであることを知るに足ろう。同時に彼は労働者の災害保険法をこの際提出することを忘れず、これを一億マルクに限るべしとする論者に反対して、「この法律は只に社会党の運動を防遏せんがために発布するに非ず。国家が細民をしてその処に安んぜしむるために発布するものなり。然らば三億マルクの金は決してこれを刪減すべからず。諸君は徒らに社会主義を採るもの標準とすれども、政府はキリスト教徒の一般労働者を目的とするなり。」

ここにビスマルク式の社会政策があり、明治三十年（一八九七）の社会問題研究会に参加した品川弥二郎等の思想はまさにこれであつた。この鎮圧法は一八八〇年、一八八四年の二回にわたつてさらに修正附加されたものであつた。日本政府が自由民権運動鎮圧にあたつて、ビスマルクの法案を採用したことは衆知の事実である。そして、ビスマルクと称せられるものに、李鴻章のあつたことを記憶せねばならぬ。後進国は一齊にドイツに注目したのである。決して単なる憲法のみではないのである。

なお明治十年代における日本の自由民権の上に大きく投影したものに、露国の虚無党がある。日本に社会主義の

文字が公然使用されたのは、明治十一年〔一八七八〕に東京日々新聞紙上の福地源一郎による一文が最初であり、これは福地が支那の英華辞書から転用したものであることは、かつて筆者の発表したところであるが、それは実にドイツ皇帝暗殺事件をロンドン通信で知った福地がこれを弔して、社会党を非難した一文に挿まれている文字なのである。同様に、露国虚無党の活躍とアレクサンドル二世の暗殺は樽井藤吉を刺戟して、東洋社会党の結成をいそがせるにいたり、日本に名ばかりでも、社会党の結社を創立せしめる結果となつた。そして、この二国こそは、当時の欧洲における二大强国であり、しかもいすれも大なり小なりの後進国型であつたのだ。

さらに、マルクスの死は明治十六年（一八八三年）であるが、英國においてはじめてマルクス主義を宣伝した団体として有名なハインドマン等の「民主連盟」はその二年前の明治十四年〔一八八二〕に結成されたものであり、露国において、ブレハーノフ、ザスリチ、アクセリロード等によって、亡命地ジュネーブに最初のマルクス主義的ロシア革命団体たる「労働解放団」の組織されたのは、實にマルクスの死の年であつたのだ。そして、アレクサンドル三世の暗殺事件は、二世の事件後五年の明治十九年〔一八八六〕に企てられ、これはレーニンの兄アレクサンドル・ウリヤノフ等の革命行動であつた。この年には、米国に第一回のメーデーが行われ、全米の労働者は一斉に仕事を中止し、八時間の労働、八時間の休息、八時間の教育を標語として示威行列が行われた。明治二十二年〔一八八九〕、日本に憲法が發布されて、民権運動の一里塚に達したとき、パリにおいて、マルクス派社会主義者の国際大会が開かれ、二十余ヶ国の代表四百余名が召集し、ここに第二インターナショナルの礎石が下された。この日本と欧米との時代的な食いちがいが、日本をして、特に日本の自由民権運動をして、つぎのごとき歪みに導き入れるのである。

3 日本の輿論

成島柳北を社長とする朝野新聞一二五八号（明治十四年〔一八八一〕四月一日）に、同社仮編集長宇津木克己は「東洋の形勢を論ず」と題して、「妖氣慘澹として東洋の天を蔽い、殺氣凜々としてアジアの原に充てり」と冒頭して、露国と清国との間の紛擾を説き來り、「東洋の好餌に垂涎し、いやしくも英の機会だにあらば、一搏以てこれを攫取せんとする猛鷙は、益々羽翼を伸ばしてその吞噬を逞しうせんとするの状ありと。東洋諸国は豈にために寒心冷胆

せざるべけんや。」と歎じ、

「試みに眼を刮して、今日世界一般の状態を観察せよ。これを要するに腕力世界にして、決して道徳世界にあらざるなり。もしそれ外部よりこれを觀るときは、親睦の如くなれども、内部よりこれを觀るときは、決して然る能わざるものあり。彼のいわゆる文明諸国の如きは、表に親和を飾り、口に道理を唱うるも、常に陰に詐術を逞しうし、一隙のその間に生ずるあれば、たちまち干戈を動かさんとするの状態あり。甲国において一軍艦を増せば、乙国もまた一軍艦を増し、丙国において一兵を募れば、丁国もまた一兵を募り、以てその強力を競わんとするにあらずや。」

と、ようやくにして帝国主義の段階に入りかけた列強の形勢をするべく批判し、

「近来清国においても頻りに兵備を整え、泰西諸国に依頼して戦艦、兵器を購求するは、いやしくも腕力吞噬の世界においては必ず大いに兵力を養成せざるべからざるを覚知せしに非ずや。然らば則ち我邦においても何ぞ一国の警戒を軽忽に付すべけんや。」

と自戒している。そして、

「今日は決して四隣と^{きんけき}豊隙を開くの時にあらず。殊に清国と我邦の如きは、唇齒輔車相依るの国なれば、何ぞ同盟一致し、以て東洋の大勢を挽回し、暴國の侵略を防がざるべけんや。^{ああ}噫誰かアジアの妖氣殺氣はすでに消散したと思惟するか。有為の士はこれを東洋以外に一掃するの道を講究せざるべからざるなり。」

と結んで、後進国^{こうしんこく}の協同親和をすすめ、アジアの復興をすすめていく。政府がドイツに傾斜した理由はいろいろあるのであるが、一つは、歐洲における新興国として、ビスマルク政策によって着々として、霸をとなえようとする形勢に、伊藤、山県以下が魅力を感じたものであろうことも疑いのない事実であろう。そして、民権運動の使徒たる宇津木らにおいてすら、この民権的政黨の結成直前において、自由民権の高鳴る中にいて、なおかつ民権と並んで、この国権にあこがれ、アジアの独立を要望しているところに、民権が、その未成熟の間に、はやくも国権とすりかえられる危険の多かったことを銘記して、日本の民権運動にたいすべきではあるまいか。

4 外人の観たる日本

しかも、外人は日本の政治の後れたるを指摘して、これを列国並みに遇することを好まないのである。朝野新聞二二八八号（明治十四年〔二八八二〕五月六日号）には、その論説欄に「我が政府及び人民に告ぐ」と題して、日本の半開国^{わかれい}たることを外人に指摘されし例証として、ロンドンに開かれた万国公法改良会の記事を記し、「吾儕^{われら}これを横浜ヘラルド新聞に聞く。近頃歐洲各国の法学士が英京に会合して開きたる万国公法改良會議において、会員の一人たるオランダ法學士ファン・ハーメル氏が治外法權に関して、一論議を発し、我日本國の條約改正に論及し、早晚これが請求に従うべしといえども、決して今日直ちにこれを許す能わざと明言せりと。而してその要旨に曰く、第一、日本はその国の法律を改正し、西洋諸国において採用する所の主義と符合するに至らしむべし。第二、この改正せられたる法律は、治外法權を廢するの後といえども、反対の点に退歩し、消縮するの慮^{あぶら}〔虞[?]〕なしと云うことを保証せしむべし。第三、この改正せられたる法律はこれを全国に実施せしめ、その全国を外国貿易のために開かしむべし。第四、司法は独立して偏頗なく、且つ受業ある法官を以て組織せる裁判所をしてこれを掌らしむべし。

試みに思え、ナポレオン民法はすでに日本に実施せられたりと云う者あれども、余の確かに聞く処に抛れば、日本政府はこれを翻訳したれども、未だこれを採用してその國の法律となさず。又その民事裁判所においては、時により開明諸國の法律を參觀することなきに非ざるも、要するにその採否はその便否に由ると。故に予は日本政府が如何なる民法を制定し、又果してこれを公布實施したるかを詳知せざるべからず。而して商業に関する各種便利、善良なる成文律は、決して未だこの邦にこれなきを信ずる所なり。又日本の刑法はその責罰の慘酷ならざるが如しいえども、閨刑なるもの今なお存在して、その族籍の異同に因つて、同罪異刑の実ありと。而して治罪法はその用の最も重且つ大なるに拘らず、日本の治罪法は實に不十分を極め、公衆に法廷を洞開するを許さず、被告が朋友に就いて弁護もしくは助言を請求するを許さず。且つそれ日本において、果して榜訟法を廢したるや否やは、今なお外人の信ぜざる所なり。」

ここまで諸外国は日本の内情を知つており、朝野新聞記者は、

「吾儕豈に外人の説に惑うて喋々する者ならんや。また大いに我国のために深く慮るべきものあるを以てなり。故に吾儕は先ず内を省みて、外人の我邦を卑しむゆえんの原因を除去し、すなわち高貴の実相を明示し、而して後、我が国民を挙って大声疾呼し、以て彼が不正を天下に鳴らさんと欲するなり。」

第二章 武力的反抗の転換と民権運動

1 明治十年前の民権的武力的反抗

征韓論を契機として下野した参議連が、西郷隆盛の一団をのぞいて、一斉に民権的に転じ、民選議院設立建白書に署名したことは、日本の民権運動の本質を暗示するものとして、まことに興味ふかい。そして、閣内のもつとも進歩派として、特に法制的な面の改革者として知られていた江藤新平が、まつ先に征韓党として佐賀の乱を引き起したことは、かれらの進歩性の限界をもの語るものであろう。同時に、後進国日本にとっては、先進国的なものを受けいれるか、斥けるかという、どちらかを選まねばならず、受け入れる場合、その帝國主義的なものまで学ぶとしたら、結局、積極的攘夷ともいうべき侵略の方途に出る誘惑をもおさえがたいのであろう。従って、これを行うためにも、国内体制確立をまず先にすべしとする政府にたいしては、この線で反抗するか、ないしは、国内改革の不徹底をさけんで、政府施策の不備をより以上に追及し、攻撃するより外に方法は見出されないのであろう。そこに、征韓的武力派と、国内的改革派の一致する余地があり、それが、明治十年〔一八七七〕前には、とくに混合していたといえるのである。

たとえば、明治十年〔一八七七〕の西南の戦雲色濃い六月に、民権の淵叢といわれる土佐の立志社の代表片岡健吉等は、建白書を京都の行在所に呈して、

「健吉等聞く、國の政府あるゆえんのものは、この国をして治且つ安ならしむるゆえんなり。治且つ安ならしむるゆえんのものは、斯民の権利を暢達し、以て幸福安全の域に処らしむるにありと。又聞く天の斯人を生ずるや、手足これ具し、頭目これ備わる。精神これを管し、自主自由の権理を有せしむと。それ政府たるものみだりにその力を恃み、その威を逞しうし、以て抑圧をほしいままでするの理あらんや。人民たるものもまた能くこれが束縛を受け、これがかんせい〔箝制〕に服するものならんや。」

と、政府の施政を糾弾し、その弊をのぞくには、民選議院の設立以外方途なしとし、

「政府專制を尚ぶも、その尚ぶ所の目的を果し難し。故に紀綱紊乱の患あるなく、上下画一の権を持し、人民は日に以て文明の境に進み、内は以て士民の騒乱を安じ、外は以て外国の凌侮を絶ち、天下衆庶、陛下と共にその慶に頼らんとす。それ万機公論に決し、立憲の政体を建つるは、陛下臨御の始めの誓約及び明治八年〔二八七五〕四月十四日の聖詔にして、（陛下の志なり、陛下の願なり）衆庶の慶これに過ぐるものなし。」

と、戦争を機として、強引にこの建白の実行を願つていながら、その片岡が、十一年〔二八七八〕八月に与えられた判決文の中には、

「その方儀明治十一年〔二八七七〕鹿児嶋賊徒暴挙の時に際し、藤好静、村松政克より日向の賊巢に赴かんとの協議を承け、一旦これを止むるといえども、なお両人の望みに依りその意に任せ且つ旅費金として金五円を貸与えしを以て、好静政克遂に賊巢に到り賊将桐野利秋に面会し、暴挙のことを申合せに及びたり。右科に依り禁獄百日申付け候事」

と処罰され、健吉の親しき同志林有造は、参加の計画をし、小銃八百挺を外国商から買おうとした廉で、除族の上、禁獄十年に処せられている。いな、それどころか、西郷の拳兵の条文の中にも、民権の文字がまじっているのである。ただ、明治十年〔二八七七〕前は、民権の文字はいづれかといえば利用された形であり、その根幹は、武力的に政府を打倒せんとしたものであり、それだけに、この派の勢力が圧倒的であった。

しかし、衆望の的とされた西郷の没落は、さすがに武力抗争の成功しがたきことを、この派の人々に思い知らせるに十分であった。その後のこうした集団行動としては、明治十一年〔二八七八〕五月十四日に、石川県士族島田一郎

第四章 民権思想の一瞥

1 明治十年代の日本

嘉永六年（一八五三年）、日本が正式に国際関係の中へまきこまれて以来、日本がこの関係から脱出し得ないかぎり、この強力な外圧と正面から取りくまねばならず、その意味ではこれは至上命令ともいうべきものであつた。つまり、後進国日本としては、この道を薦進しないかぎり、没落か、植民地化かのいずれかをえらばねばならぬことは明白であつた。しかし、これはまことに困難な道であつた。新しい条件と、新しい思想から出発しない今まで、新しい国家、新しい社会を作るということは、上すべりと模倣以外のなにものでもない。しかもこれは至上命令である。そこで举国一致この道をすすむこととなつて、先ず政府当局のとつた道は、模倣一路であつた。出来上つた欧米の、精神にあらずして形態を、そのまま模することであつた。だから、外国を見て來た人が指導者であつた。そして、この歩みに先ずおくれて脱落したのが幕府であった。つぎに藩であった。つぎに藩的士族であった。明治十年〔一八七七〕までの過程は、この道に外ならない。しかし、これは決して全部を意味しない。その残滓はいたるところに多分に残つていた。この脱落を刺戟するものは、資本主義的、自由主義的のものであつたことはいうまでもない。そして、これは政府と民間の相互作用によつて行われて來た。

しかし、明治十年代に入ると、政府と民間とのテンポは、歩調をことにしあじめた。権力の座にある政府は、十

年間の固定したものを、早くも既成的なものとして守りつづけるのにたいし、資本主義的のものは、政府も加わって助長したため、政府の固定をつき破つて生長しようとする。政府はこの形勢にたいして、やむなく家父長的な保護から、自立せんとする資本主義的なものへ經營権を譲渡しようとした。明治十四年〔一八八二〕の政変は、この動搖の政治的現れにほかならない。とはいへ、資本は、いまだ家父長的な性格を脱せず、脱せぬままで、より家父長的な政府に反噬せんとする。ながんずく、原始的蓄積の基盤たる農村は、そのはげしい搾取にたいして歯をむきはじめた。自由民権運動がここに展開されたといえよう。この対立物にたいして、政府は自衛のために自己を鑑わんとして、外形的にドイツを学ばんとした。ドイツを学ぶとよれば、日本の中にあるドイツ的なものを搜し出したといえる。そして、ドイツにはないと見られる王朝的なものをこの上に附加して、みずからを強力化せんとした。民権運動の激化はここから発生する。

とはいへ、民権的なものも、与えられた、紙上から学んだ、自分の眼で見て来たものから生長したものであるために、眞の民権たる民主主義に徹底することは不可能であった。従つて、それは表面的な政治的、軍事的な面に急にして、社会的、経済的、文化的な面においては、大いなる欠漏を有していた。板垣は洋行して、私人アコラスから、政治と社会の話を聞かされて來たが、ついに理解しなかつたようである。その軍事的、政治的なものも模倣的であり、露語を知るが故に露国の虚無党をまねるとか、英國に留学したから英國流になるとかといふ外形的な姿ですすんで行つた。おそらく、政府がドイツを真似る以上に、模倣的であつたといえる。それは研究機関や調査所をもたなかつた点において、政府よりもより立遅れていたからである。とはいへ、政府に、曲りなりにも内閣を作らせ、憲法を作らせたのは、条約改正をなさざるを得なかつた政府が、これを遂行するための手段として、これを実現したのではあつたが、民権運動による尊い成果であつたことも否定し得ないであろう。そして、こうした意味で、民権運動の思想は展開されて行つたのである。

2 民権の淵叢としての土佐と立志社

維新政府の中核は、薩長土肥の四藩によつて構成され、その中にあつて、薩長がもつとも活躍し、それだけに土

肥をしのぐものがあつたことは衆知の事実である。それが明治七年〔一八七四〕の政変を機として、土佐の主要部は板垣を中心退却して自由党的苗床たる立志社を形成し、十四年〔一八八二〕政変にあたって、肥前の大隈は敗退して改進党を作つた。明治七年〔一八七四〕から十四年〔一八八二〕までの七年間は、民権運動の萌芽時代であり、大隈はこの板垣等の開拓した分野に、板垣の自由党とならんで改進党を作つたのであるから、それだけに大隈の改進党の根は未だ浅く、日本のブルジョアジーの未発達も伴つて、つねに自由党的附帶的立場に立たされていたのだ。

この自由民権運動の種子は、つぎの過程を経て芽生えた。土佐史談三十六号にある「旧各社事蹟」を立志社員島崎猪十馬氏について聞こう（鈴木安蔵著『明治初年立憲思想』）。

「我高知市においては、旧藩時代より盛組或いは何々組と称して、士格、軽輩各所に割拠分立し、集団を作つて行動し、その主旨とする所は互いに学を修め、智を研ぎ、人格を修養する、いわゆる武士道鼓吹の精神に外ならず、然も社団を異にするにおいては輒轢反抗し、接触の機会あれば数次衝突して、喧嘩、搏ち合い、摺り合い等をなし、中には生傷の絶えざるを誇る勇者もあり。かくの如きを以て文学研鑽の傍ら、平常大いに武力の鍛錬に努めたり。この各小団は時世の進運に伴いて発達し、地理の許す限り相合同したもの、岳洋社、回天社これなり。又有信、發揚、修立、共行の四社は、立志社創立後、その重立ちたる諸士が相謀りて、それぞれ出身方面において設立し、市中の士族即ち当時の智識階級に属する青年子弟の過半は、かくして各社に加入せり。当初は主としてこれ等青年勉学の指導に重きを措きたりしが、十年〔一八七七〕頃より、岳洋、回天の二社と共に、立志社を中心としてその傘下に集団し、政治的に活躍を初め、漸次その勢いを加え、政社として板垣氏主唱の自由民権論に共鳴一致し、薩長の藩閥政府に対抗して、共行社を除く、岳洋、回天、發揚、修立、有信の五社は、二十年〔一八八七〕頃までその全盛を持續し、終始一貫、国会開設の請願を初めとして、三大事件の建白に至るまで、極力邦家のため奮闘努力せり。」「かくの如く国事に奔走の傍ら、益々学文を励み、彼等が好んで耽読せし書籍は、新刊の翻訳書スペンサーの社会平權論、ミルの代議政体、ベンサムの自治論、スミスの經濟書、ルソーの民約論、並びに仏國革命史等にして、これらにより大いに政治的新智識の取得に努めたり。因みに各社中堅組は立志社に会して、ヘボンの心理学を講読せしが、意味深遠にして難解多く、時々板垣氏の解説を承けたる事あり。」

これらの人々のテキストとされた書類の中、公刊されたものは、スペンサーの『社会平権論』は明治十四年〔一八八二〕に松島剛によつて翻訳され、ルソーの『民約論』は明治十年〔一八七七〕に服部徳に訳されているが、おそらくこれはもつと別な形で、部分的に、あるいは原書の形で、これ以前に入つていたであろうことは、明治十年前後の文書中に、ミル、スペンサー等の引用の散見することによつて知り得る。ただこれらの人々が、果してこれらの書を、著者の意図する通りにとり入れていたかどうかは問題であろう。

3 偽民権

この民権が依然として士族的混濁を多分にふくんだことは、明治十二年〔一八七九〕六月の近事評論に、「演説討論は善しといえども、彼の不平士族が封建の精神を中心に藏し、民権自由の仮面を被つて、以て喋々するが如きは余輩が甚だ好まざる所なり。」といい、七月には、「吾人が斯く憂慮を措くゆえんの者は、すでに腕力を以て本職とするの徒にして、妄りに名を自由民権に託して社会を変革せんとする者往々これなきを保つべからざるを以て、敢えてここに一言を贅し、併せて将来九州の士人がこれ等の点に能くその注意を要せん事を希望するなり。」と、特に九州方面にこの傾向の濃いことを指摘し、その年十一月には、

「試みに刮目して我国人士の世を思ひ、國を憂え、政治の思想を懷くものを看よ。果して真成の自由を講じ、民権を唱うる者幾人かある。仮説有志論者が相会同して以て自由のため、民権のため口頭泡を沫し、舌鋒焰を発し、東に呶々焉、西に喋々乎たる某々社の如きものありといえども、その説く所そその論ずる所、往々自由を名にして不平を洩らし、民権を奇貨として腕力を逞しうするの拳動なきにあらざるを以て、独り政府の猜疑に懼り〔罹り〕^罹、刑律に触るるのみならず、また他人の信用を失い、その効を收むるも漠乎として雲を捕え、空に駕するに均しきのみ。」

「端的にその本質をついている。そして、この偽民権党といえども、眞実の民権党の露払いとしての役目をはたし得れば、また以て可なりとして、その次号において、

「今彼の偽民権党なる者、如何に實意らしく民権自由を主張するも、その目的とする所はこれにあらずして彼に

第七章 ブルジョア的地主の酒屋会議と貧民の秩父暴動

1 三つの型

ブルジョア政党の言論戦、貧民の暴動戦、その中間を行くブルジョア的地主の酒屋会議的半言論争行動戦、この三つの型が、自由民権運動の三つの運動形態であつたといえる。政府によつて擁護された御用商人的ブルジョアにとつては、政府に牙をむけることは、藩閥的枠の不自由さを解きつけるだけの運動である以上、これは真剣にはなれぬのである。これに対し、附加税も加えて租税の大部分を課せられている地主としては、税費軽減その他の点で、これの割前のために戦うべき理由は十分あり、同時にまた、明治十年〔一八七七〕の地租軽減や、その後のインフレによつて恵まれている彼等としては、余力をブルジョア的一面に投資するを得て、この面でも政府と一応対立する。そこで酒屋会議式な運動は、彼等にとっては恰好のものとなるのである。これに反して、小農民、小作人、一般無産市民にとつては、徳川幕府的な課税と、ブルジョア地主による新たな搾取の総計を賦課されるのであり、ともに天を戴き得ない敵であつた。しかし、組織と自覚において欠くるところある彼等は、所在に蜂起して、徳川時代の一揆、打毀しにも似たる地方的暴動をくりかえさざるを得なかつた。ここでは、酒屋会議と秩父暴動とを比較することによつて、その一面を明らかにすることにする。

酒造業は一般に、豪農の副業として発達した工場制的な工業であるが、このマニファクチャーリー的生産者たる酒造業者によつて、自由党の全国的運動が行われたことは当然の順序であらう。酒税は明治初年以来、税課の中心としてしばしば税則の改正を見、明治十一年〔一八七八〕には一石につき一円、十三年には一石につき二円と漸次高率を課し、よつて以て政府財源の補助とした。そのため、元老院議官中島信行のごときは、改正案に反対して官を退いたほどであった。そこで十四年〔一八八二〕四月に高知県の酒造業者三百名が、減税請願書を政府に提出したが容れられず、この年十月の自由党創立大会にあたり、酒造業者野村嘉六等は、立志社出身の植木枝盛によつて、これが撤回を依頼し、植木はこれを全国的政治運動にまで展開せんとして、出席党员中の酒造業者数人を发起人として、全国に激をとぼし、来年五月に大阪に大集会を開いて減税のことを政府に請願することとした。その要旨は、酒造の自由と、租税の均一とにあつた。酒造業を政府が認めている以上、これを営むのは自由であり、これによつて一家を立て、妻子を養い、畢生の活路とする以上、これが生活をなしえざる程度の高税を課することは、営業の自由をうばうものである。もしまだ高率を課すとしたら、酒造業者にのみ行わず、全般的にもこれを実施すべきであるとするにあつた。営業の自由と課税の平等。この二つが根幹をなすものであつた。

檄文一たび飛ぶや、各地の新聞がこれをかかげたため、酒造者会議のことは都鄙に喧伝されるにいたり、政府はこの年十二月に廃止された不応為罪と称する新律綱領によつて、児嶋稔を先ず捕え、小原鉄臣、磯山尚太郎、安達又三郎、市橋保身の各発起人はそれぞれ所属する県において処刑された。ひとり植木のみは釈放され、それが児嶋と同様立場であつたことから怪しまれた。植木はこれに屈せず、十五年〔一八八二〕四月、板垣の岐阜の兎変に赴いたのを機として、五月一日から予定通り大阪において酒屋会議を開くことを東西の新聞に公告したので、警保局間清浦奎吾は、大阪府知事に会合を禁止せしめると同時に、全国各府県知事に酒造業者の不参加を諭告させ、植木を大阪警察署に召喚尋問して、四月二十七日、会議の禁止を令達した。すると、植木は会議は止められたが、御来阪は待つという意味の広告を新聞紙にかけた。植木は再び召喚され、招集のことも相成らずと厳命された。植木はさ

らに召集はしないが、御来阪あればこちらは面会するという広告を掲載した。ここまで来れば、個人の自由であり、大阪へ勝手に来たものに勝手に会うことまでは停止出来ぬこととなり、ただ地方庁は大阪行の酒造業者を厳重に取締ることとなつた。

この綱の目をくぐって登阪した業者は四千余名あった。京都、大阪、兵庫、和歌山、三重、滋賀、福井、静岡、群馬、栃木、茨城、島根、鳥取、山口、広島、大分、福岡、熊本、高知、徳島等の諸県の人々は、各地の酒造業者數十名を代表せりと称して參集した。ただ岐阜、山梨、長野、福島、宮城、岩手、秋田等の諸県代表は、拘留その他のために出阪し得ず、出阪した者も、スペイの眼は、つねにその身辺をはなれなかつた。植木等は一策を案じて、五月四日、四十余人の代表と船を淀川に浮べて中流にいたり、膝を交えて密議した。越えて九日、卒然京都に入り、十日に祇園祠前の中村楼に会議を開き、小原鉄臣を議長に推して、八ヶ条の決議条項を決定し、小原を建白捧呈委員とさだめ、更に懇親の会を開いて散会した。京都府官吏三名は、責を負うて職をやめ、世人の嗤笑（ちよう）的となつた。

『自由党史』は、

「爾後復た絶えてその運動を繼續せざりしといえども、酒屋會議ありて以来、商工業者を提醒する所尙からず、往々政党に加盟する者を生ずるに至る。而してこの挙専ら自由党同志の首謀に成れり。けだし又自家の利害に發覚して政治の得失を検討するいわゆる実業者の運動なるもの、これをその権輿なりとす。」

と、得意になつてゐるが、この程度の運動で、しかも連續性も、その結果も現れない実践では大したことはないと思われるが、なきには優るであろう。そして、これが彼等の精一杯の運動であり、その後にこの種の行動が継起しない点に見ても、明治十五年〔一八八二〕の民權運動のもり上つた途端に咲いた一茎の花を見るべきであろう。そこへ行くと、勤労人民の実践は、こんな上品な生優しいものでないことは、秩父暴動によつて明らかにされる。

3 秩父暴動

暴動の一般的の原因は、その旗にかかげられたごとく、「地租輕減」「徵兵令改正」等にあるが、特殊事情としてはつぎのごとき問題がある。田村栄太郎氏の『群馬県国会開設運動史』によると、

第八章　自由民権運動の国権面としての清仏事件と大阪事件

1 民権と国権

本来的な民権運動は、封建的な專制制度への戦いであつて、国際的な民族的な闘争を多く伴わないはずである。しかし、後進国日本の民権運動は、その完成の後に企てられるであろう民族闘争を、未完成の時代から早くも運動のプログラムの中に入れようとした。そのためみずから運動がいよいよ完成から遠ざかることとなつたのである。

政府党とも称すべき立憲帝政の「党議綱領」について見ると、これはハッキリと国権をうたい、

「我立憲帝政は明治八年〔一八七五〕四月十四日及び明治十四年〔一八八二〕十月十二日の勅諭を奉戴し、内は万世不易の国体を保守し、公衆の康福権利を鞏固ならしめ、外は国権を拡張し、各国に対して光榮を保たんことを冀い、漸に循つて歩を進め、守旧に泥まず、躁急を争わず。」

国体の保守と国権の拡張、これが明治時代の政府当局者の一貫した理想であつたと思われるが、国体の意義については必ずしも規準がなかつたのであり、むしろ天皇の政治不干渉を日本歴史から見た国体と解したものもあるが、明治十年代の天皇の位置を直ちに国体と解したところに、政府当局の老練と老猾が存在する。

これは改進党においては、すでに述べた通りに、「内治の改良を主とし、国権の拡張に及ぼす」と、国権を從とし

てはいるが、「外国に対し勉めて政略上の交渉を薄くし、通商の関係を厚くする事」と經濟的なブルジョア的進出による國權の拡張には、大いに積極的であつて、内治とほぼ比肩させて、この國際問題を處理しようとしている。

しかも「王室の尊榮」をくり返し唱えている結果は、この関連の上になにが生まれるかは想像にかたくない。これが自由党となると、さすがに國權の文字はふり廻してはいない。しかし、十三年〔二八八〇〕末の「自由党結成の盟約」の第二条には「我党は國の進歩を図り、民人の幸福を増益することを務むべし」と、民人の幸福の前に「國の進歩」をかけている。國の進歩と民人の幸福を並記しているこの態度の中に、國權の香りがかぎあてられないでもない。いわんや岡山県や福岡県の民権者の請願書の中には、條約改正が声高く称えられており、これ一筋かと思われるものもある。明治十二年〔二八七九〕十二月二十九日の「岡山県両備作三国有志人民」の請願書には、「今日はこれ何等の時ぞや、貴ぶべきの民権すでに伸暢するか、重んずべきの國権すでに拡張するか。これを思いこれを憶えれば、月明らかなりといえども以て我輩の心を愉しましむるに足らず。」と歎じ、

「今や外人は鷗梟の欲を逞しうし、我々民人を見ること雀鳴の如く、児童の如く、卑屈なる奴隸の如く、條約改正の期既に迫るといえども、未だ彼が許諾を得る能わざ、独立の体面は果して何の処にあるか。」

と国際関係のあり方を歎じ、しかるが故に國力一致これに對処すべしと叫んでいる。この條約改正的主張が、国会請願の一大条項となることは、国会的国内的問題を等閑にするおそれありとして、これは本部において一応さえぎられ、そこで岡山、福岡は特殊の請願を獨力で提出するにいたつたのであるが、民権運動の中から、國權的なものの分裂しはじめたのはこの頃からであり、特に福岡方面の頭山満等にこれが顯著にあらわれ、やがては國權専門にかたむいて行くのであるが、正統派の民権者の中にも、この思想は抜きがたきものがあったといえる。

2 朝鮮事件

國權か民権かの問題は、その國家のおかれている立場によってさまざまに異なるのであるが、國權を先にして民権を後にしたものは、國權、民権両つながらに失敗することは歴史の明らかにするところである。日本の民権運動家が、板垣、後藤をはじめ、青年壯士の輩まで、一斉に民権運動をして國權運動にはしり、政府を出しぬいてま

自由民権家とその系譜

著者の意図

著者の意図するところは、おのずからその著書の中に盛られ、おのずからあらわるべきものであって、これを別な場に立つて説明することは、すでにその著者の無力を証明するものにほかならない。しかし、本書の著者はその無力さを暴露してまでも、これを説明するのは、出来上りが、かならずしも著者の意図どおりに結果していない不安を感じるからであり、同時に読者にたいし、その欠けたるところを補つて読んでほしいという我ままからである。

日本の民主主義運動のコースを明らかにするためには、さまざまの方法があるであろう。わたくしは、その一つの方法として、運動家それ自身を追及することによって、このコースを鮮明にしたいと考えた。そのためには、板垣とか大隈とかという代表者のみでなく、数多くの代表者、それは少なくともこの運動の重要な礎石となり得たと思われる各般の人々を追及し、これを総合することによって、一つの民主的な影像を作りあげてみようとくわだてたのである。そして、まず明治七年〔二八七四〕の民選議院設立建白と称する反政府的民主主義運動からはじめて見た。反政府的というのは、政府といえども、維新革命の担当者として、かれらなりに民主主義的な道をすすまざるを得なかつたのであり、ただ、かれらとしては、藩閥專制政府にふさわしい民主主義——妙な文字だが——の道を行こうとしたにすぎない。明治四、五年〔二八七一、七二〕ころの左院の机上プランは、直接的に外国を模倣しただけに、立派なものであつたのだ。ただその通りに実行しないというに止まる。

これにたいし、反政府派、反幹部派つまり征韓論下野派は、このうそをまことにしようとして出発し、反対派なるが故に、政策のみならず、政府そのものを批判するのである。この下野参議諸公の批判は、一般インテリを刺激

し、なかんずく、幕末の幕府新官僚にして明治政府に頭をたれていたインテリの活潑な批判をよびました。そこに結社が生まれ、ジャーナルが生まれた。それというのも、明治元年〔一八六七〕、とくに四年から六年〔一八七一～七三〕へかけてのさまざまな改革が、士族派の反噬はんせにあって一応停滞したこと、批判的となつたのである。同時に、民主的なものの前進はとどまらず、政府は、国際的には征台の役、国内的には士族派弾圧、民主派へのサービスとして、明治八年〔一八七五〕の立憲の詔勅を発し、さらに、農民暴動への妥協として、地租を五厘だけ低下した。だが、士族暴動も農民暴動も一応片づいてしまつた明治十年〔一八七七〕以後は、インテリ的結社はいよいよ拡大し、農民も、暴動の代りに組織をもとうとし、この二つのものが大体に同調はじめたのは明治十三年〔一八八〇〕の国会期成同盟以後であったといえる。

しかし、当時のインテリは、主として士族出身であった。近代的インテリであると同時に、封建的士族なのである。かれらは藩営マニュファクチャの線にそつて立身し、榮達して来ただけに、資本それ自身には敬意を表するが、父祖以来支配してきた農奴にたいしては、理解も同情もうすいのである。第一かれらの吸收する先進国の知識は、すでに先進して完成せる資本主義思想であつて、革命時代はすでにすぎさつた国々なのである。資本のみをひたすらに追及して、農業革命の意義などは知ろうともせず、また知り得ないのである。そこに、国会期成同盟的な組織が必要とされ、農民の解放が叫ばれる。ここで運動がようやく地についたわけである。だが、同盟の指導者は地方的であり、比較的理論や知識にとぼしく、また無名であつたために、結社的、インテリ的、中央的、ブルジョア的な有名な人々にヘゲモニーをにぎられてしまい、そして、出来あがつた自由党は、この二つの流れの不一致から、同盟的なものは民権暴動化して地方的にうごき、これを收拾しえない政社的インテリ的な党幹部は、党の解散へもつて行つてしまつた。ひとり、改進党は、結社的、インテリ的なものを中核とし、同盟的なものを副次的に組織したため、自由党に比して安定感がつよかつたといえる。とまれ、本書は、明治十五年〔一八八二〕の改進党の結成までを最後として、筆をとどめてある。足掛け九年がこの書のとりあつかつた範囲に属する。

ところで、この九年間にもつとも動いたと見られる人々の系譜である。系譜という文字はすこし胸につかえるのであるが、どう考へてもほかにぴたりした言葉を見いだし得ないのでこれに決したのである。つまり、この運動

家はいくつかの系譜に属する人々である。第一は国際的な系譜である。国際的なことを知ることが、当時のインテリの、指導者の第一条件であった関係上どの国を中心としたかが、その人の系譜を形作る。その粗朴なる形は、フランス語を知っているから、フランスのことがわかり、フランス派になるという傾向である。さらに進んでイギリスに留学したからイギリスの憲法が一番よろしいと断定する派であり、国内にあってもイギリス公使パーカスと特殊の関係にいたというだけで、イギリスびいきになり、イギリスの制度文物を第一とする等々。こうした系譜がますかぞえあげられる。進歩的な加藤弘之が、英語だけしか知らないたら、かれの運命はどうなつたろうかは、興味ある事実であろう。同時にこれはまた、同じイギリス派にしても、偶然に、同じ藩から出たという意味だけで、ライバルとしてむしろ敵視するという傾きもある。これは例をあげぬとわかりにくくと思われるが、同じイギリスに遊んだ土佐人の中、馬場辰猪は自由党に、小野粹は改進党に、古沢滋はその中間派として、それぞれ対立する。これは同じ傾向であるが故に、国際的なものを機縁として、かえつて対立の度をふかめるという反対の結果を生むのである。この同じ出発をした同じ程度の同志がかえつて反撥する例は同一地方出身の人々に多く、土佐における板垣、谷、福岡の対立、他藩でも、尾崎行雄と犬養毅のそのごときは、こうした系譜をかたち作るのである。

第二は地方的対立、つまり東北と四国、中国と関東といった地域的な系譜である。土佐が政党において闘争的な存在になつたのにたいし、各地方がこれに反感をもつたことはもちろん、地方地方が対立し藩ごとに対立し、そしてその大いなるものが、なんといっても維新当時のなごりをのこす関東以北と関西以南の対立であった。民権暴動があり出なかつたことと関連する。これはまた、幕臣的な人々がかえつて民権的であり、民権的な沼間守一が、鶴ヶ岡県令三島通庸を徹底的に弾劾して沮む能わざらしめ、東京府の府政を完全に牛耳っていたごときはその一例である。東京府政が沼間と福地源一郎という幕臣にのみ議長の椅子を与えたことを顧みよ。さらに思想的な面から幕臣をとりあげれば、明治九年〔一八七六〕に早くも『フランス大革命史』を翻訳したのはフランス学者たる河津祐之であった。経済学者として初期の日本をリードしたのは、幕臣田口卯吉ではなかつたか。この地方的な系譜は、閑却しがたいものがあろう。

第三は、身分的の系譜である。士族、平民。士族の中の上士、中士、下士、郷士。藩士の中の藩主の家臣と家老の家臣、分家藩の臣等さまざまの区分がある。身分制度のまだ生きていた当時としては、凡人でも上士ではないか。平民政義塾においてさえ、明治十年〔一八七七〕前後には、犬養毅が平民のくせに、士族らしく暴れん坊であったので、福沢諭吉は不思議に思つてこれをしらべたら、本来は武士の家柄だときいて始めて納得したという封建ぶりである。

したがつて、この士族的インテリの指導は、たんなるインテリではなく、兼士族としての指導であり、平民への圧力は二重性をおびて強化されるのである。そして平民。これはブルジョアジー、中小商工業者、労働者、地主、マニュ的地主、自作農、小作、その小作にも自作にも、種々雑多のものがあり、さらに、区長戸長を兼職し、議員をかね、という階層があり、インテリ、神官、僧侶と雑多である。この序列は、運動の際にも序列し、地方の運動にあたつても、自作農は絶対に地主に先行せず、いわんや小作どもは、家来同様であつた。民権暴動にあたつて、小作人や日傭人が動きだしたとき地主たちが離れだしたのは、地主と小作人との利害の不一致のほかに、この賤民どもと事をともにすることをいさぎよしとしなかつた身分別の観念もあつたのである。板垣が、実力以上にあがめられたのも、この階級別、身分別の円光がうしろにかがやいていたからであり、板垣まで動く運動なら、自分もこれに参加しようという運動家も少なくなかつたのである。

第四は、官吏と非官吏、公吏と非公吏の系譜である。一度官吏となつたものの動きは、実際政治にあかるく、政府部内のことわかり、身分的にも尊敬されるが、それだけに、むきになつて突進する勇気を欠くのである。これとインテリ的な考慮がからんで、徹底的な改革には多くはためらう傾向がある。これは、馬場辰猪と小野梓を比較すれば、事態は瞭然とするであろう。その最も代表的なものは、参議だった板垣であり、大隈であり、後藤である。かれらは、あぶくなれば、政府の旧同僚となれ合つてしまふのである、大いなるダラ幹的立場に歩みよつてしまふのである。

その他、年齢の系譜がある。年よりはだめである。性格の系譜。沼間も馬場も、今すこし寛容であつたらと惜しまれる。人相。まあよそう。これらさまざまの系譜を追いつめて、わたくしのこの運動家の伝記は書かれるはずで

あり、その綜合の上に、運動の実態が浮彫りにされるはずであった。しかし、ついにこの「著者の意図」を改めて書かざるを得なくなつたのである。

ただ、資料的には、国会期成同盟の森藤石衛門、山際七司、柴田浅五郎、立志社の植木枝盛はほとんど新資料にまとづき、馬場辰猪、沼間守一もいささか新しく、これは慰むるものがある。解釈は独断が多く、とくに国会期成同盟のごときは、我流であることを十分にみとめる。形式を叢伝体にして、その系譜から生まれるハーモニーを求めたのであるが、これはかなりの冒険であった。しかし、こうした形で、運動理論の裏づけをすることは必ずしも無駄なことは思われないので敢えてこの形式をとつたのである。切に大方の批判を仰ぐ次第である。

なお附言することを許されるならば、筆者はこうした形で「民主主義運動家の系譜」を現在にいたるまで書きつづけて見たい野心があり、その第一部としてこの「自由民権家とその系譜」を書きつづった次第である。ただこの意図はまだいつどうした形で発表されるかは予定されていない。

一九四八年九月十日

田中惣五郎

第一章 民選議員建白をめぐる人々

1 民権首唱

クレオパトラの鼻という古めかしいメタフォリカルな事実は、歴史のあらゆる面にあらわれてくるものであるが、明治七年（一八七四）の民選議院建白の当時、古沢滋と小室信夫の帰朝したことなども、たしかにその一つと思われる。明治新政府樹立以来の改革は、当然と、この気運をはぐくんでいたとはいえ、いまだ政府の民権説以上には、民権説のひろがる基盤はありえなかつた。明治七年（一八七四）に、そして、征韓論をきっかけに下野した参議の人々も、異変をおそれた政府によつて先手を打たれて、東京に「足止め」を食つており、まずは、身の振り方によつていたというのが、いつわらぬ下野の人々の氣持であつたろう。そこへ、古沢、小室が、この際の対案として、政府批判の民選議院の建白をすすめたことは、まことに、おぼるるものへ藁どころか、一同がのりこめる小船程度には有難かつたろう。漠然と考えていたものに形を与えてくれたわけである。

これはまた、古沢、小室にとつても同様であり、今すこし早く帰ればどこの小役人ぐらいに採用されたかも知れぬし、遅ければ参議の顔はあれほどにそろはずはなく、第一、同じく署名した江藤新平は、その足ですぐ佐賀へ走つたし、佐賀の乱、征台の役とつづいた後では、適當なきつかけはつかめず、つかんでも、板垣と後藤二人の名がならぶ程度であろう。第一、民選議院によつて、センセーションをおこしたあとで、板垣が帰国し、立志社の

創立となつたからこそ、立志社の性格が、あれだけに民権的なバックボーンをつらぬきえたのであって、一步誤れば、立志社も西郷の私学校と似たりよつたりのものになる可能性は十分にあつたのである。私学校といい立志社といふも、出発点は、下野参議をとりまくグループの失業救済所にほかならなかつたからである。もつとさかのぼれば、西郷の上京そのものが、岩倉、大久保、木戸をつらぬく政府幹部派にたいし、反幹部派として肅正を要求してのり出したのであり、その際に、西郷からの提案で、土佐の板垣さんも是非ときそい出されて、いずれも、兵隊の隊長、御親兵の統率者として上京したのであつた。征韓論の際も、一番西郷に同調したのは板垣であつたことに見て、立志社が私学校的傾向にかたむかぬとは云い切れぬものがあつたのだ。

ただ、後に説くであらう薩摩の風土と西郷の立場が、土佐の風土と板垣の立場とかなりにちがつていたために、二つの道に分れたのであつたが、しかし、板垣を民権家たらしめた一つの理由は、この明治七年（一八七四）一月に、民選議院の建白をした上で、土佐にもどつたことにあつたといえる。そして、その帰朝した古沢が土佐の人であつたということが、さらに土佐の板垣を無条件に動かしたと考えられる。そして、土佐人は、古沢迂郎〔滋〕、板垣退助の外に、岡本健三郎、後藤象二郎が加わり、八人の連署中、四名まで土佐であつたということが、土佐人の民権への熱意を語るとともに、土佐人がこの場合多かつたから、民権を土佐が独占したのだと云い得るかも知れない。そして、薩長を藩閥といい得べくんば、土佐は政黨閥ともいうべく、この閥は昭和時代の浜口雄幸にまで若干影響したことを知るであろう。

この外に、名東県の小室信夫、敦賀県の由利公正、佐賀県の江藤新平、副島種臣。そのいずれもが平民ではなくて「貴族士族」の人々であった。もつとも、小室の士族のあやしいことはあとで説く。そして、この議院論争の代表的な人として、大井憲太郎、加藤弘之の二人を、「民選議院建白の人々」の中へ参加させる。つまり、古沢滋のイギリス型、大井憲太郎のフランス型、加藤弘之のドイツ型の三つが、この問題をめぐつて抗争するのである。とはいへ、われわれはこの指導的立場にたつ外国思想の背景に、つぎのごとき歴史的事実のあることを閑却してはならぬ。

つまり、米国を先頭とする国際資本主義の流入が英仏米露の間に対立を生み、米国は南北戦争に、露国はその地

勢的なマイナスから一応停滞している間に、英仏ひとり進出して、朝幕それぞれの介添役となつたことは、すでに衆知の事実であり、その結果、明治政府の第一に努力した軍事においても、陸軍はフランスを学び、海軍はイギリスを学ぶという大方針の確立したのも、この二国の陸海軍が国際的にいつてもっとも優秀だったということ以上に、英仏が直接日本の上に指導力をもつたために外ならない。現に、明治八年（一八七五）一月までは、横浜には英仏二国の軍隊千五百名ずつが、植民地的に駐屯しており、民選議院の建白当時は、一部分とはいえ、日本が植民地的取扱をうけていたのだとしたら、思想的にも英仏が、他国より優位に日本に影響したであろうことは推察にかたくない。

そして、一八七〇年（明治三年）の普仏戦争の結果仏国は敗退し、翌年はフランスにはパリ・コミューンが勃発し、ドイツには普通選挙法がしかれ、その後のドイツは、ヴィルヘルム帝とビスマルクのコンビによって歐洲に霸をとなえんとしていたことがしだいに日本にも知られ、その上昇期に日本の自由民権運動が発展し、比較的に非民主的でありながらも強国であるドイツを学ぶことになったのであるが、この民選議院建白当時は、英國を第一に、フランスを第二に、アメリカを第三に、そして、ドイツを少々学ぶというのが、大体の傾向であったといえる。とくに、國際問題といえど、イギリスだけが幕末以来相も变らぬパーカス公使を駐箚させ、外交官筆頭として、日本政府をおびやかしつづけていたとしたら、この英國的傾向は一段と強化されるであろう。

なお、面白いことには、政府筋のドイツ勉強は、現実のあるがままのドイツを学ぼうとするのにたいし、自由民権派のフランス模倣、アメリカ模倣は、現実のそれではなくて、フランス革命の、アメリカの独立戦争のそれであつたことである。これは攻守そのところを異にするところから来る自然の現象であり、政府がドイツを学ぶのに一八四八年ごろではまずいであろうし、民権派が現実のフランスを学んだのでは、それこそ板垣のフランス見学のごとく悲観したであろうと思われる。

2 古沢滋と小室信夫

この二人は、「上からの民権」といわれる明治七年（一八七四）の民選議院建白運動において、相並んで洋行がえ

りの建白書起草者として、日本でこうした思想のはじめての持主でもあるかのごとく取扱われる好運兒である。だがその生立ちと生涯とは、資本主義形成への二つの道、官僚の道と、資本家の道の二筋道を並行して歩いた興味ある対照であり、やがて二人とも貴族院議員と称する成功道へ落ちあつてここにまで合流するのである。

一口に「古沢と小室」というが、小室は天保十年（一八三九）、古沢は弘化四年（一八四七）に生まれ、小室は八歳の年長であり、したがつて、明治元年（一八六八）は、小室が三十歳、古沢は二十二歳であつたのだ。この年齢と小室の志士的業蹟は世間で考えるのと逆に、小室が古沢をリードしたのである。小室の生家は丹波縮緬の機業家山家屋の分家であるのに、古沢の家は土佐藩の剣道師範であつた。だから一人は資本家で一人は官僚と結論づけるのはまだ早い。その前に二人の変革的な生活を一通り見よう。小室は、山家屋の京都支店にあって、営業のかたわら経書を読み、昼は店で商売するが夜は双刀を帯し、武士を装つて諸藩の士と交わるようになる（服部之総著『歴史隨筆集』一一七頁）、はじめは豪商として志士に資財を給するシンパ関係であつたが、文久年間（一八六一～一八六四）の運動昂揚期には、足利氏木像梶首事件に参加して、すでに一個の志士であつた。二十五歳のときである。古沢もこの前年京都に出で、親の古沢南洋ゆずりの勤王心——それは武市半平太に共通する純正勤王派であろう——を抱いて国事に尽したというが、するとまだ十七歳のことである。木像梶首事件は、比較的各藩有志から分離した各國の平田門下生の集団であり、その意味では十七歳の古沢も、勤王的な面では一脈のつながりがあつても無理ではなかろう。小室は、木像事件では危うくのがれたが、八一八事変のクーデターによつて、運動正統派の長州が没落し、改良派の総攻撃にあつて七卿落ちをするとき、小室は木像事件の同志中島錫胤とともに、中島の藩たる阿波徳島に下つて、勤王派と連絡しようとして、阿波にむかつたが、藩はすでに中央の影響を受けて勤王派弾圧の最中であり、二人とも捕えられて明治元年（一八六八）まで六年の獄中生活を送らされてしまった。明治元年（一八六八）二月政治犯釈放とともに、小室は監獄とだけ関係のある徳島藩の大小姓に一躍登用された。そして徳島藩の徵士となつて東京に出た。土佐に立志社が出来た時、阿波に自助社が出来たのは、小室と阿波のこうした奇妙な因縁からである。その後の小室は、岩鼻県知事、徳島藩大参事、左院少議員となり、五年歐洲視察を命ぜられ、ロンドンで鉄道事業の調査に当つた。『民権家列伝』によると古沢も一度は、処刑されたとあるが、土佐人が勉強する便宜はどこにでもあ

附 錄 民主主義弾圧法規

(明治七年—十四年（一八七四年—一八八一年）)「史料原文片仮名表記」

1 既刊の図書も届出（文部省録事第四号）

従前各地方において官費及び私費を以て、明治六年〔一八七三〕十二月迄に出版せし書籍、図書、一枚摺に至る迄蔵版の者は総て別紙雛型の通り記載致させ、管轄庁において取纏め、本年十月三十日限り当省へ差出すべく、もし該期限迄に差出ざる向きは、自今出版条例上の保護は得べからざるものに候条、この旨相達し候事。（雛形略）

明治八年〔一八七五〕四月二十二日

2 謹謗律（太政官第百十号）

第一条 凡そ事実の有無を論ぜず人の榮誉を害すべきの行事を摘発公布する者、これを謗毀とす。人の行事を挙ぐるに非ずして悪名を以て人に加え公布する者、これを謗謗とす。著作文書もしくは画図肖像を用い展覧し、もしくは発売し、もしくは貼示して、人を謗毀し、もしくは謗謗する者は下の条別に従いて罪を科す。

第二条 第一条の所為を以て乗輿を犯すに涉る者は禁獄三年以下罰金五十円以上千円以下、二罰並せ科し、或いは偏えに一罰を科す、以下これに倣え。

第三条 皇族を犯するに涉る者は禁獄十五日以上二年半以下罰金十五円以上七百円以下。

第四条 官吏の職務に関し謗毀する者は禁獄十日以上二年以下罰金十円以上五円以下、謗謗する者は禁獄五日以

上一年以下罰金十円以上三百円以下。

第五条 華士族平民に対するを論ぜず謗毀する者は禁獄七日以上一年半以下罰金五円以上三百円以下、誹謗する者は罰金三円以上五百円以下。

第六条 法に依り検官もしくは法官に向いて罪犯を告発しもしくは証する者は第一条の例にあらず、その故造誣告したる者は誣告律に依る。

第七条 もし謗毀を受くるの事刑法に触る者、検官よりその事を糾治するかもしくは謗毀する者より検官もしくは法官に告発したる時は、謗毀の罰を治むる事を中止し、以て事実の決を俟ち、その被告人罰に座する時は謗毀の罰を論ず。

若し事刑法に触れずして単えに人の榮誉を害する者は、謗毀するの後、官に告発すといえどもなお謗毀の罰を治む。

第八条 凡そ謗毀誹謗の第四条第五条に係る者は被害の官民自ら告るを待ちてすなわち論ず。

3 新聞紙条例（太政官第百十一号 明治八年〔一八七五〕六月二十八日）

第一条 凡そ新聞紙及び時々に刷出する雑誌雑報を発行せんとする者は、持主もしくは社主よりその府県厅を経由して願書を内務省に捧げ允准を得べし。允准を得ずして発行する者は法司に付し罪を論じ（凡そ条例に違う者は府県厅より地方の法司に付し罪を論ず）発行を禁止し、持主もしくは社主及び編集人印刷人各々罰金百円を科す。その詐りて官准の名を冒す者は各々罰金百円以上二百円以下を科し、更に印刷器を没入す。

第二条 新聞紙もしくは雑誌雑報において人を教唆して罪を犯さしめたる者は犯す者と同罪、その教唆に止まる者は禁獄五日以上三年以上罰金十円以上五百円以下を科す。

その教唆して兇意を煽起し、或いは官に強逼せしめたる者は犯す者と同じく論ず。その教唆に止まる者は罪前に同じ。

第十三条 政府を変壊し国家を顛覆するの論を載せ争乱を煽起せんとする者は、禁獄一年以上三年に至る迄を科

マルクス主義 30
丸山名政 146, 214, 336

三浦亀吉 154
三浦梧楼 64, 231
三島通庸 132, 133, 161, 216, 230, 232
三田派 206, 268, 286, 287, 294 →福沢派
三井 47, 109, 110, 112, 113, 144, 170, 305
箕作秋坪 194, 196
箕作麟祥 173, 194, 196, 199, 200, 260
三菱 44-47, 76, 90, 92, 97, 98, 101,
107-110, 112, 113, 144, 145, 170, 199, 278,
279, 287, 294, 300, 305-307, 309, 329, 334
箕浦勝人 145, 146, 189, 206, 285, 286, 298,
336
ミル 68, 69, 79, 80, 153, 179, 184, 205, 224,
234, 237, 254, 272, 291
民主主義 25, 26, 67, 148, 159, 163, 172,
238, 261
民法 32, 56, 82, 183, 303, 305, 340

無政府主義 78, 80
牟田口元学 101, 105, 336
陸奥宗光 173, 181, 231
村上泰治 125, 133
村松愛蔵 134
村松亀一郎 48, 263

明治七年の政変 68, 89
明治十四年の政変 59, 67, 290
明六雑誌 194, 195
明六社 187, 188, 191, 194-200, 202, 251,
332

森有礼 141, 194-198, 271
森新三郎 246, 249-251, 254
森藤右衛門 163, 215, 216, 221, 229, 230,
232, 233, 236, 238, 242
モルトケ 136

や 行

安岡道太郎 36, 190, 318
安岡良亮 295
矢野駿男 226, 249, 250, 252
矢野文雄(竜溪) 91, 96, 101, 205, 206,
285-292, 295, 297, 298, 332, 336
山内容堂 197, 299, 300, 301, 311, 312
山県有朋 31, 42, 53, 64, 81, 92, 100, 109,
125, 311
山際七司 17, 50, 90, 95, 132, 163, 218, 225,
227, 246, 248-255, 262, 270, 321, 323
山田顯義 55, 82, 91, 100, 109, 298
山田一郎 206, 281, 283, 336
山田喜之助 206, 281, 283, 336
山田平左衛門 72, 90, 181, 218, 250

有一館 142, 143, 150, 152
有司專制 172, 174, 175
郵便報知新聞 131, 232, 286, 293

横瀬文彦 200
吉田次郎 213, 214, 250, 322
吉田東洋 107, 299, 301, 302, 308, 311

ら 行

立憲改進党 →改進党
立憲政体 53, 58, 73, 74, 94, 96, 137, 142,
171, 182, 183, 290, 322, 324
立憲政友会 →政友会
立憲帝政党 →帝政党
立志会 131, 132, 227, 242-244
立志社 34, 40, 48, 67, 68, 70, 72, 74, 76, 89,
93, 94, 96, 101, 115, 130, 131, 143,
162-165, 167, 169, 177-182, 185, 189, 191,
221, 225, 227, 236, 238, 243-245, 253, 274,
302, 309, 314-318, 323

ルソー 68, 69, 73, 104, 150, 179, 200, 254,
260, 266, 336

ロエスレル 59, 62, 136, 150, 333

- 名古屋事件 134, 154
 成島柳北 30, 102, 188
- 西周 188, 194–196, 251
 西村茂樹 194–196
 偽民権 69–71
 日韓媾和条約 123
 日韓通商条約 122
 日清戦役 124
 日本郵船会社 145, 170
- 沼間守一 90, 93, 96, 104, 105, 112, 145,
 146, 161–163, 173, 206, 213–219, 224,
 230–232, 241, 249, 250, 253, 270, 320, 322,
 336
- 農民革命 220, 223, 224, 230, 239
- は 行**
- パークス 161, 166, 300, 330, 331
 波多野承五郎 268, 269, 286, 287, 294
 波多野伝三郎 145, 146, 214, 336
 馬場辰猪 93–96, 106, 112, 113, 143,
 161–163, 170, 202, 203, 206, 207, 214, 218,
 253, 268–278, 280, 281, 285, 286, 309, 320,
 322, 323, 336
 浜口雄幸 165, 308
 林包明 48, 89, 90, 93, 95, 218, 224–226,
 269, 270, 322, 323
 林正明 95, 96, 246, 249, 250, 252, 270, 323
 林有造 35, 108, 178–181, 185, 189, 315
 原敬 131, 242, 243
 藩閥政府 38, 68, 93, 102, 124, 126, 129,
 149, 171, 179, 195, 212, 217, 307, 319, 334
- 福岡孝悌 106
 福沢派 93, 320, 334 →三田派
 福沢諭吉 90, 91, 103, 107, 123, 162, 187,
 194–196, 198, 199, 238, 271, 274, 287,
 289–292, 294, 295, 297, 302, 306, 307, 309,
 318, 322, 332, 334
 福島事件 129, 130, 132, 133, 139, 151, 215,
 230, 238, 240, 242, 322
 福地源一郎 30, 87, 93, 139, 161, 213, 214,
 217, 260, 293, 320
 府県会規則 44, 318
 富国強兵 23, 220, 301, 304
 藤田伝三郎 278, 302
 藤田茂吉 93, 104, 145, 189, 206, 285, 291,
 293, 298, 336
 仏学塾 93, 261, 265, 267, 320
- 普仏戦争 75, 166, 274
 不平士族 69, 70
 ブラックストン 87
 フランス革命／仏国革命 19, 57, 68, 76,
 82, 103, 104, 124, 141, 166, 179, 182–184,
 190, 266, 274
 古沢滋(辻郎) 112, 145, 161, 164–170, 175,
 270, 310, 313, 314, 319
 ブルジョア 41, 44, 47, 93, 94, 97, 98, 101,
 110, 114, 121, 129, 130, 140, 141, 145, 153,
 160, 175, 220, 222, 224, 261, 287, 295, 302,
 305, 307, 314, 318, 323, 332
 ブルジョアジー 42, 47, 68, 93, 144, 145,
 162, 212, 221, 222, 224, 294, 302, 305, 314,
 320, 336
 小ブルジョア／プチブル 38, 41, 71,
 93, 98, 106, 220, 221, 263, 283, 295,
 322, 323
 大ブルジョア 47, 263, 334
 大ブルジョアジー 222, 336
 ブルジョア革命 304
 ブルジョア政党 114, 212, 241, 308
 ブルジョア民主主義(デモクラシー)
 172, 238, 291
 フルベッキ 176, 328, 330
 古屋専蔵 50, 246
- ヘボン 68, 179, 215
 ベンサム 68, 179, 205, 282
- ボソナード 148
 保安条例 139, 148, 180
 封建制 19, 38, 137, 178
 蓬萊社 170, 305–307, 309
 朴泳孝 122, 123, 125
 保護税 183, 277–279, 294
 星亨 130, 142, 143
- ま 行**
- 前島密 101, 196, 336
 益田克徳 93, 104, 213, 214, 216
 益田孝 47, 145, 215
 松方正義 99, 100, 109, 140, 329
 松沢求策 48, 50, 89, 224, 226, 239, 246,
 247, 249–252, 254, 262–264
 松田正久 90, 173, 174, 218, 246, 249–252,
 254, 267
 マニエヴァクチュア 160, 162, 177, 192,
 221, 222, 229, 244, 263, 301, 302, 314
 マリア・ルス号(事件) 176, 330
 マルクス 28, 30, 81

- 末広重恭(鉄腸) 86, 93, 95, 96, 102, 112, 113, 143, 170, 213, 214, 268-270, 320, 323
 杉田定一 36, 48, 89, 181, 190, 224, 226, 263, 318
 鈴木含定 48, 89, 130, 224, 226, 238, 242, 270
 鈴木昌司 132, 253
 砂川雄峻 206, 281, 283
 スペンサー 68, 69, 72, 79, 80, 141, 153, 179, 272, 291, 296, 297
 スミス 19, 68, 179, 192
- 請願規則 138, 139
 征台の役／台灣征伐 45, 107, 160, 164, 179, 313, 315
 西南の役 39, 72, 238
 政友会 246, 250, 259
 石陽社 70, 71, 225, 236-238
 選挙法 56, 61, 166, 173
 舟中八策 177, 301
- 相愛社 40, 70
 遭難者扶助法 223, 249, 319
 副島種臣 54, 94, 165, 168, 175, 176, 327-330
 曽我祐準 64
 尊王攘夷 300, 331 →攘夷
- た 行**
- 大同團結 287, 299, 300, 307, 309
 大日本国会期成有志公会 89, 224
 高田早苗 206, 209, 212, 281-283, 336
 田口卯吉 46, 93, 96, 112, 161, 203, 206, 213, 214, 253, 268, 269, 277-281, 294, 320
 武市派 300, 301, 311, 313
 武市半平太 107, 167, 204, 205, 299, 300, 301, 308
 竹内綱 72, 93, 95, 107, 154, 204, 269, 270, 320, 321, 323
 竹橋暴動(事件) 36, 63, 64
 田中耕造 101, 173, 213, 214, 254
 田中正造 214, 226, 240-242
 田中不二磨 100, 196
 谷重喜 178, 181, 185, 189, 254, 319
 谷干城 64, 137, 148, 161, 310-314
 樽井藤吉 30, 78-80, 248
 彪正原事件 132
- 地租改正 43, 223, 233, 235, 239, 252, 293, 318, 319
 地租軽減 114, 116
- 秩父事件／秩父暴動 78, 114, 116, 117, 125, 134, 152, 243
 朝鮮事件 110, 121, 124, 136, 140
 徵兵令 78, 116, 119, 134, 315
 朝野新聞 30, 32, 33, 80, 86, 93, 102, 118, 123, 218, 269, 270
- 角田真平 145, 146, 214, 269, 336
 鶴ヶ岡事件 216, 224, 230, 232
- 抵抗権 200
 帝政党(立憲帝政党) 86, 87, 93, 102, 105, 112, 120, 139, 140, 284
 寺島宗則 100, 196
 転向 26, 110, 312
 天津条約 124
 天皇 25, 26, 36-39, 48, 51, 52, 56, 57, 59-62, 65, 70, 71, 75, 84, 85, 120, 139, 171, 175, 176, 208, 209, 212, 217, 222, 223, 239, 248, 258, 259, 262, 264, 303, 304, 331, 332, 334, 335, 340
- 天赋人権 73, 76, 171, 303, 304
- 東京経済雑誌 93, 94, 269, 278, 294, 320
 東京大学／東大 199, 206, 281, 282, 284
 東京日々新聞 30, 87, 102, 139, 217, 242, 261, 283, 320
 東京風帆船会社 47, 145
 頭山満 36, 121
 東洋議政会 96, 102, 206, 286, 287, 298, 336
 東洋社会党 30, 76, 78-80, 153, 248
 東洋自由新聞 246-251, 253, 255, 256, 258, 259, 261, 263-265
 東洋自由党 248
 徳大寺実則 247, 256, 258, 259, 264
 王陽新聞 38, 76, 79
 豊川良平 93, 278, 294
 鳥尾小弥太 64
- な 行**
- 内藤魯一 48, 90, 95, 105, 218, 225, 226, 250, 270, 323
 中江篤介(兆民) 93, 130, 149, 150, 172-174, 200, 232, 246, 250, 252, 254, 260-262, 265, 320
 中岡慎太郎 308, 312
 中島信行 93, 95, 107, 115, 236, 253-255, 270, 320, 321, 323
 永田一二 36, 48, 74, 76, 263
 中上川彥次郎 91, 101, 285
 中村正直(数字) 194, 196, 234, 296

児島惟謙 232, 233
五代友厚 90, 92, 144, 278, 302
国会期成同盟(会) 48, 49, 72, 89, 93, 94, 132, 136, 143, 160, 162, 163, 185, 192, 217, 218, 220, 221, 223, 225–228, 230, 233, 235, 237–239, 241, 242, 246, 248–250, 252, 263, 268, 269, 307, 309, 315, 318–323
国権主義(思想) 79
後藤象二郎 54, 94–96, 102, 105–107, 109–112, 121, 123, 127, 142, 143, 147–150, 162, 164, 165, 168, 175, 178, 180, 181, 189, 218, 224, 230–232, 238, 252, 255, 260, 268–270, 277, 287, 290, 294, 295, 299–303, 305–312, 314, 315, 317, 319–321, 322, 323, 326, 330, 334, 336
小林樟雄 123, 125, 226, 252
小室信夫 93, 145, 164–168, 170, 313, 314, 319
御用商人 47, 91, 107, 114

さ 行

西園寺公望 93, 141, 246, 247, 250, 252–265
西郷隆盛 34, 35, 75, 79, 101, 127, 165, 176, 177, 179, 181, 189, 236, 299, 300, 302, 305, 311, 312, 315, 320
西郷従道 100, 101, 107, 109, 179, 196
済物浦条約 122
酒井雄三郎 150, 247, 265, 267
佐賀の乱 34, 39, 164, 327
坂本南海男 72
坂本竜馬 301, 302, 308, 309, 312
酒屋会議 114–116, 129, 191, 192
佐久間象山 25, 170, 260
佐久間貞一 155
佐々木高行 99, 101, 108–110, 314, 329
佐野常民 100, 103, 140, 289, 298
佐野広乃 246, 249
産業資本 221, 304
三師社 70, 225, 237, 238
三条実美 53, 57, 58, 60, 133, 136, 181, 258, 259, 264, 330, 335, 341
讒謗律 72, 195, 200, 203, 338

私擬憲法 286
自作農 162, 227, 232, 307, 318
時事新報 199
士族授産 41, 42
品川弥二郎 29, 113, 144, 170
地主 41–44, 93, 94, 97, 101, 114, 117, 118, 129, 130, 140, 141, 146, 153, 162, 192, 222, 223, 229, 241, 248, 263, 302, 307, 318

柴田浅五郎 130, 131, 163, 227, 238, 242–245
渋沢栄一 47, 145, 240, 307
師父政体 236, 316
資本家 44, 167, 170, 178, 241, 287, 302, 309, 319
資本主義 17, 37, 66, 67, 127, 160, 165, 167, 220, 221, 304, 309, 328, 334
島地正存 72, 218, 250
島地黙雷 203, 272, 280
島津齐彬 20, 21, 25
島田三郎 101, 104, 145, 146, 173, 202, 203, 205, 213, 214, 241, 336
島田茂 50, 253, 262
四民平等 169, 204, 310
車会党 78, 113, 153, 154
集会条例 49, 137–139, 143, 207, 223, 228, 238, 252, 319, 342
自由新聞 112, 145, 170, 241, 246, 248, 253, 255, 275
自由党 17, 36, 68, 80, 89, 90, 93–97, 102–108, 110, 112, 113, 115–119, 121, 123, 126, 127, 130, 132, 133, 135, 138, 139, 141–145, 149–152, 154, 160, 161, 170, 173, 174, 180, 185, 192, 206, 207, 212, 215, 217, 218, 224, 225, 228, 230, 233, 239–241, 245, 246, 248–250, 252–255, 268–270, 274, 277, 279, 284, 287, 299, 300, 307–309, 321–324, 336
自由党員 118, 119, 128, 130, 132, 134, 192, 241
自由党右翼 86
自由党左翼(左派) 80, 86, 88, 117, 176, 265
自由党史 17, 116, 117, 123, 125, 174, 178, 250, 263, 320
十年の役 45, 51, 107, 180, 205, 221, 293, 299, 315, 317, 320
十四年政変 47, 68, 89, 334
攘夷 34, 152, 234, 301, 329, 331 →尊王攘夷
上議院 56
獎勵社 50, 226, 263
城泉太郎 181, 318
莊田平五郎 272, 285, 306
條約改正 32, 67, 70, 121, 142, 176, 203, 271–273, 330
清仏事件 123
新聞条例／新聞紙条例 138, 139, 195, 143, 265, 339–341
人民主権 200
新律綱領 115, 192

大阪事件 17, 36, 122, 124, 125, 128, 130,
143, 146, 251
岡本健三郎 106, 107, 110, 165, 168, 170,
180, 313
岡本柳之助 36
岡山兼吉 206, 281-283, 336
小川為次郎 209, 282, 283
尾崎三良 202, 304
尾崎行雄 93, 101, 104, 145, 146, 161, 206,
253, 286, 287, 290-292, 295-298, 321, 336
小田切謙明 89, 224, 246, 254
小野梓 96, 101, 104, 161, 162, 202-210,
212, 270, 272, 280-283, 285-287, 336
小野義真 47, 204, 205, 209
小幡篤次郎 91, 199, 285, 294

か 行

会計検査院 205, 208, 209, 289
改進党(立憲改進党) 47, 68, 76, 80, 86-89,
93, 94, 96, 97, 102, 104-107, 110-113, 120,
139, 141, 144, 145, 149, 150, 160, 161, 170,
204-207, 210, 212, 214, 216-218, 228, 238,
241, 242, 270, 283, 284, 286, 287, 289, 299,
307, 323, 335, 336
開拓使(官有物) 払下 90, 92, 136, 209, 252,
319, 320
海南義社 177, 185
柏田盛文 246, 249, 250, 252, 254, 270
華族制度 136
片岡健吉 34, 35, 48-50, 70, 72, 124, 130,
162, 178, 181, 184-186, 189, 263, 315
勝安房(海舟) 148, 299, 310
桂太郎 63, 64, 311
加藤弘之 25, 26, 125, 161, 165, 168,
170-172, 174, 184, 194-196
加藤平四郎 17, 226, 252
門野幾之進 181, 199, 285, 291, 318
金子堅太郎 202, 203, 206, 214
加波山事件 17, 133, 143, 152, 297
家父長の／家父長制 67, 90, 212, 222, 233,
236, 277, 305, 334
上条蠣司 50, 226, 263
上条信次 246, 249-252, 263
河津祐之 93, 161, 173, 184, 213, 214, 232,
320
川田小一郎 47, 109
官吏政談禁止令 214, 286

義祭同盟 327, 330
北畠治房 90, 101, 336
木戸孝允 165, 170, 181, 235, 306, 310, 313,

314, 330, 331, 334
共愛社 70
共慣義塾 293, 296
共存同衆 197, 202, 203, 205, 206, 214, 269,
270, 272, 274, 280, 281, 285, 286
共同運輸会社 113, 145, 170
虚無党 28-30, 67, 80, 81, 126, 127, 134,
140, 153, 266
キリスト教徒 29, 39, 185, 329, 330
金玉均 122, 123, 125
勤王論 38, 139

陸実(鶴南) 37, 139
草間時福 214, 227, 253, 254, 297, 322
グナリスト 148
栗原亮一 36, 150, 181, 190, 310, 312, 318,
319
黒田清隆 54, 62, 82, 100, 101
君權 52, 59, 60, 62, 86, 171
軍人勅諭 36, 63-65, 92, 210
群馬事件 117, 133
君民同治 247, 262, 310

慶應義塾 47, 91, 101, 162, 170, 181, 199,
206, 238, 249, 253, 269, 271, 278, 279,
286-288, 290, 291, 293-297, 314, 318, 332,
334, 336
京浜毎日新聞 90, 218, 250, 322
玄洋社 70
元老院 50, 51, 53, 55-57, 61, 64, 91, 99,
100, 115, 173, 200, 205, 216, 217, 230-233,
236, 261, 263, 306, 332, 340

肥塚竜 93, 104, 145, 203, 214, 253, 336
交詢社 91, 93, 269, 270, 274, 285, 286, 294,
320
交親社 40, 70
河野敏鎌 96, 97, 100-103, 205, 207, 214,
216, 217, 231, 298, 335
河野広中(磐州) 48-50, 70, 71, 89, 90, 95,
130, 132, 139, 144, 145, 151, 185, 191, 205,
215, 218, 224-227, 229, 230, 234-240, 242,
249, 250, 254, 263, 270, 315-319, 322, 323
高利貸 44, 53, 117, 119, 304
郡利 89, 224, 226
国体 25, 51, 53, 55, 57, 60, 74, 83, 92, 120,
139, 140, 171, 182, 184, 278, 303
国友会 93, 94, 102, 206, 268-270, 274, 275,
281, 286, 320
黒竜会 127
小作 43, 44, 117, 118, 162, 228, 229
小作人 43, 44, 114, 162

索引

あ 行

- 愛国社 36, 37, 39, 40, 48, 70-72, 89, 125, 169, 174, 181, 189-191, 221, 223, 227, 238, 302, 309, 313, 314, 318
愛國心 41, 199
青木匡 104, 146, 214, 336
赤井景韶 132, 133
秋田事件 130, 192, 242
曙新聞 173, 246, 249, 296
アコラス 67, 141, 142
朝吹英二 278, 294
天野為之 206, 281-283, 336
新井毫 89, 224, 226, 251
有栖川熾仁 50, 53, 57, 111, 214, 216, 263, 290, 332
飯田事件 80, 134
石岡三郎 247, 267
石川正竜 20-22
板垣退助 36, 38, 39, 67, 68, 70, 72, 75, 76, 93-96, 99, 101, 102, 105-112, 115, 121, 123-125, 127, 141-143, 147-152, 159, 161, 162, 164-166, 168-170, 172, 174-181, 184, 185, 189, 192, 215, 217, 234, 236, 237, 239, 252, 254, 255, 259, 260, 269, 270, 295, 297, 299, 300, 302, 304-323, 326
市島謙吉 206, 282, 283, 336
伊藤博文 28, 29, 31, 52, 56-59, 62, 82, 91, 92, 99, 100, 106, 108-111, 123, 124, 135, 136, 141, 170, 209, 232, 259, 290, 309, 313, 330, 331, 333-335
稻田政吉 246, 251
犬養毅(木堂) 46, 101, 104, 161, 162, 206, 278, 279, 286, 287, 290-295, 298, 336
井上馨 55, 62, 82, 91, 99, 100, 106-112, 122-124, 148, 170, 215-217, 290, 309, 313, 314, 330, 333, 334
井上毅 59, 62, 85, 91, 150, 207, 216, 333
井上伝蔵 119
井上平三郎 132, 133
岩倉具視 41, 42, 50-53, 57-60, 62, 63, 75, 81, 83-85, 91, 109, 110, 136, 165, 176, 258, 259, 263, 271, 310, 313, 330, 331, 333-335
岩崎弥太郎 44-47, 90, 91, 106-109, 145,

- 170, 271, 278, 302, 305-307
岩村通俊 106, 108, 109, 204
インターナショナル 28, 30, 265
インテリ 95, 102, 159-162, 207, 217, 218, 220, 221, 224, 225, 229, 253, 254, 261, 263, 268-270, 283, 322, 323, 331, 333, 336
インフレ 17, 42, 92, 114, 136, 140, 205, 221-223, 241, 289, 318
植木枝盛 36, 48, 71-76, 89, 90, 115, 116, 130, 134, 149, 150, 154, 163, 181, 182, 184-193, 218, 249, 250, 263, 310, 318, 319, 323, 331
上田長次郎 246, 247
氏家直国 125, 127, 152
牛場卓蔵 91, 101, 290, 292
宇津木克己 30, 31
江木高遠 214, 285
枝吉神陽 175, 327
越中風帆船会社 47, 145
江藤新平 34, 75, 101, 164, 165, 216, 232, 302, 303, 327, 329
榎本武揚 137
袁世凱 123
鷗渡会 96, 206, 210, 212, 281-284, 286, 336
大井憲太郎 36, 122, 125-127, 130, 143, 149, 150, 152, 165, 172-174, 200, 232, 248, 261
大石正巳 46, 93, 95, 96, 112, 113, 143, 170, 214, 268, 269, 270, 278, 309, 320, 323
大内青繩 203, 272, 281
大岡育造 145, 214, 336
大木喬任 57, 83, 99, 101, 232, 327, 329
大久保利通 36, 45, 47, 60, 75, 99, 101, 136, 165, 232, 260, 274, 299, 306, 313, 320, 330, 331, 334
大隈重信 45, 47, 57-60, 62, 68, 83, 90-94, 96, 97, 99-105, 107, 108, 112, 136, 140, 144-146, 149, 159, 162, 176, 199, 205, 206, 208, 209, 212, 238, 241, 252, 282, 283, 287, 289-291, 294, 295, 298-300, 304, 306, 307, 310, 319-321, 326-336
大阪会議 306, 313, 314